

平成 22 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 22 年 9 月 8 日（水曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

管理課長 小幡 誠志

選挙管理委員会事務局長 長 田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長（石橋源一）

皆さん、おはようございます。

ことしの夏は大変な猛暑で、どなたも健康管理には大変だったろうと思いますけれども、この二、三日、朝な夕なの虫の音色で秋を感じる状況に相成りました。そんな中で第3回定例議会の御案内を申し上げましたところ、全議員の御参加をいただきありがとうございました。どうぞ、会期も長うございますので、慎重なる審議をお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

これより平成 22 年第 3 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において昌浦泰己議員及び阿部五一議員を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 24 日までの 17 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 17 日間と決定いたしました。

---

○議長（石橋源一）

この際、諸般の報告をいたします。

去る 8 月 8 日の多賀城市議会議員補欠選挙において当選されました戸津川晴美議員について、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、8 月 9 日付で多賀城市議会議員定数等調査特別委員会委員に、8 月 10 日付で建設水道常任委員会委員に指名をいたしました。

また、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、同議員の議席を、8 月 10 日付で 11 番に指定しております。

以下、諸般の報告は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 3 所信表明

○議長（石橋源一）

日程第 3、所信表明に入ります。

市長の登壇を許します。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

本日、平成 22 年第 3 回多賀城市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する所信の一端を述べさせていただきます。

去る 8 月の市長選挙において、議員並びに市民の皆様を初め、各方面の方々からの御支援をいただき、無投票での再選を果たすことができましたことを衷心から感謝申し上げます。

8 月 28 日から引き続き市政の重責を担わせていただいておりますが、改めて身の引き締まる思いがしております。

また、市長選挙と同時に執行されました市議会議員補欠選挙において、戸津川晴美議員が初当選されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後の御活躍を御期待申し上げます。

さて、本市では平成 22 年度を目標年次とした第四次多賀城市総合計画に基づき、各種施策の展開に努めてきたところでございますが、いよいよ最終年度を迎えたことから、平成 23 年度を初年度とする第五次多賀城市総合計画の策定を、多くの市民の皆様の参画を得ながら進めているところであります。これまでのまちづくりの理念をしっかりと受け継ぎ、さらに時代の変化をとらえた新たな視点を加えて、市政の発展と市民福祉の向上のために邁進してまいりますので、議員並びに市民各位の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

私は、市民の視点で多賀城を見詰め、何か事があれば即応してその現場に赴く現地現場主義の姿勢でこれまで取り組んでまいりました。この姿勢は今後も継続してまいります。

これからは市民総ぐるみでまちづくりを行う時代であると考えております。「市民が主役」の基本理念のもと、一步一步その歩みを続け、やがてその坂の上には市民協働の概念が定着し、市民の主体性が生かされるすてきな多賀城市がある、その実現に向け懸命なる努力を傾注してまいります。

それでは、これからの市政運営の方向性につきまして、公約に掲げました「市民協働のまちづくり」「子育て支援と教育環境の充実」「いきいき健康増進都市の具現化」「活気と活力に満ちあふれた地域産業の振興」「都市基盤の整備等による魅力度アップ」の五つの分野に分けてその概要を述べさせていただきます。

まず、「市民協働のまちづくり」についてですが、市民が行政経営の主体であるという視点を常に持ち続けることが基本であると考えております。その前提として、市民の皆様と地域の問題や課題を絶えず共有できるように、「市長と話そう 気軽にちょっと茶っと」や「おばんです懇談会」など市民の皆様との対話を継続して実施するとともに、総合計画の進行状況を定期的に公表するなど、行政情報を積極的に公開してまいります。この 4 年間ではぐくまれた市民協働の取り組みをさらに発展、充実させ、地域が抱えるさまざまな課題について市民の皆様がみずから考え、みんなで話し合い、そして一緒に解決していくことができる仕組みづくりを行ってまいります。

また、市民活動に取り組んでいる方々、または取り組もうとされる方々の活動しやすい環境を整えるため、市民活動サポートセンターの充実を図ってまいります。これらの取り組みの先に、市民の皆様一人一人がよりよいまちの姿を考え、そして行動する市民主役のまちづくりの実現があり、その中で市民発意の住民自治基本条例や景観条例が生まれてくるものと確信しております。

次に、「子育て支援と教育環境の充実」についてですが、核家族化の進行や保護者の就労形態の多様化に伴い、保育需要が高まっております。そのため保育所入所待機児童の解消や留守家庭児童学級の過密化解消を目指すとともに、一時保育や病後児保育といったサービス内容の多様化を促進するなど、民間活力も活用しながら保育環境の充実を図ってまいります。

また、地域における人と人とのつながり希薄化等に伴い、子育てに不安を感じる家庭が増加しております。保護者の孤立化を防ぐとともに、子供を地域全体で育てる仕組みや制度の構築を目指す子育てサポートセンターの充実等を図ってまいります。

教育基本法が改正され、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力や生涯学習の成果を適切に生かすことができる社会の実現が規定されました。学校を拠点として地域全体で子供をはぐくみ、学び合う環境を構築するため、学校支援地域本部事業や放課後子供教室推進事業を推進してまいります。

また、今年度で小中学校の耐震化が完了いたしますので、今後は文武両道の元気な子供を育てるため、学習指導や教育活動などのソフト面に重点を置いた環境づくりを進めてまいります。

次に、「いきいき健康増進都市の具現化」についてですが、生涯にわたり元気で生き生きと暮らせることはすべての市民の願いであります。そのため、各種健診や健康指導を実施するとともに、多くの市民の方々が生き生きとした生活を送れるよう、健康づくりの意識啓発に努めてまいります。

健康づくりは継続して実践することが何よりも重要です。また、家庭、学校、職場、地域が一体となって、健康づくりを実践することは、連帯感や生きがいなど心の健康にもつながるものと考えております。そのため、だれもが身近な場所で自分のペースで健康づくりを実践できるよう「健康ウォーキングマップ」の作成や「健康ウォーキングロード」の設定など、その環境整備に取り組んでまいります。

また、高齢者の方々が住みなれた地域で誇りを持って生活を送ることができるように、シルバーワークプラザを拠点として、生きがい活動の促進に取り組んでまいります。さらに、介護や支援が必要となった高齢者の方々が安心して暮らせるよう、そして、介護する家族の皆さんの負担が軽減されるよう、日常生活の支援サービスや居宅サービス、施設サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能を拡充するなど、必要なときに相談や支援が受けられる体制を整備してまいります。

障害は決して限られた特定の人だけが持つものではございません。疾病や事故などさまざまな要因により、今障害がなくても、今後障害を持つ場合もございます。そのようなことから、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めるとともに、障害を持つ方々が住みなれた地域で安心して生活できるように各種事業を推進してまいります。

次に、「活気と活力に満ちあふれた地域産業の振興」についてですが、企業を誘致し市内の経済活動の総量を増加させること、そして働く場をふやすことが、本市の経営基盤を構築する有効な手段であると考えております。平成9年度以降減少傾向にあった本市の製造

品出荷額等は、近年少しずつ回復してはおりますが、製造業者数の減少が続いている現状から、大幅な増加は見込めないとはいえざるを得ません。

また、リーマンショック以降の長引く不況の影響もあって、本市を含む地域の有効求人倍率は0.4を下回る状況が続いており、雇用創出のための取り組みが必要と言えます。そのため、既存企業との連携強化を図りつつ、八幡地区に工業団地を造成し、高い付加価値を生み出す高度電子機械産業を初めとする製造業等を積極的に誘致してまいります。

また、本市の企業環境、立地環境の優位性をより高めるために、国際貿易港である仙台塩釜港へのアクセス性向上と（仮称）多賀城インターチェンジの整備促進を働きかけてまいります。

中心市街地の活性化は本市のまちづくりの長年の課題であり、6万市民が待望している重要プロジェクトの一つであります。JR仙石線の高架化につきましては、昨年11月に上り線が高架化され、来年秋には下り線も高架化される予定です。また、平成25年度には多賀城駅のリニューアルも予定されております。本市が推進する駅周辺整備事業とあわせ、中心市街地の風景もさま変わりし、整備の進展がやっと目に見える形となってきております。今後市内のみならず、他市町にお住まいの方々も集えるような都市機能を備えた中心市街地となるよう、多賀城駅北側と南側の一体的整備を促進し、活気とにぎわいを創出してまいります。

本市の農業につきましては、高齢化による担い手不足が深刻な問題となっております。今年度から新たに農家自立経営スタートアップ事業を実施しており、この事業を通して農家の方々が本市の農業のあり方を模索し、意欲的に安全で安心な農作物の生産と流通販売体制の確立を目指すことを支援してまいります。

また、地域の資源を最大限に活用するという観点から、農商光、農業・商業・観光の連携に基づく地産地消を促進し、またその過程の中で道の駅の設置についても検討してまいります。

次に、「都市基盤の整備等による魅力度アップ」についてですが、市民の生命と財産を守ることは行政の本務であります。今後も、水害・地震対策を推進し、市民の皆様の安全安心を確保してまいります。

なお、高い確率で発生することが予測されている宮城県沖地震に対する備えにつきましては、今年度で小中学校の耐震化が完了することから、今後は橋りょう、上下水道施設、市役所庁舎等の耐震化を進めてまいります。

また、浸水対策につきましては、西部地区の雨水対策事業を重点的に取り組んでまいります。

本市は国道45号、（通称）産業道路や都市計画道路玉川岩切線等の幹線道路が整っているほか、狭い市域であります。市民が利用可能な駅が市内外に七つあるなど、非常に交通利便性が高いまちであると言えます。今後は、多賀城駅舎の新築や駅周辺の整備状況を考慮しながらバス路線の見直しを行うなど、多賀城駅を中心とした交通ネットワークの構築を推進してまいります。

かつてこの地は、西の大宰府とともに「遠の朝廷（みかど）」と称され、また歌枕の地として都人のあこがれでありました。この悠久の歴史こそが本市のアイデンティティーであると考えております。かつて東北地方における政治経済の中心であり、都からの最先端情報を発信するとともに、異文化を吸収し、さらにそこから人と物の交流が生まれた由緒ある地であることを私は誇りに思います。

そのような思いから、司馬遼太郎氏の著作「街道をゆく」の一節にあった「多賀城そのものが、詩であると言える」という言葉を引用させていただき、私はこの多賀城を「詩都」と表明いたしました。「史都」としての歴史の重みに加え、「多賀城が詩である」とあらわされたことにより、都市としての重みがより増したものと思っております。私はこの「詩都」と表現した風情、風景を後世に伝えとともに、それらを生かしたまちづくりをすることにより、まちとしての品格が継承できるような多賀城を創造してまいりたいと存じます。

以上、2期目の市政運営に当たり、私の所信の一端を述べさせていただきました。これからも、常に市民が主役となる市政運営を目指すとともに、市の発展に尽力してまいりますので、これまで以上に御助言、御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

なお、第2回定例会から今日までの行政報告を取りまとめ、冊子として皆様のお手元にお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

---

日程第4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度多賀城市一般会計補正予算（第4号））

○議長（石橋源一）

日程第4、議案第46号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第46号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは歳入歳出からそれぞれ476万1,000円を減額し、総額189億8,821万4,000円とするもので、去る8月8日に執行された多賀城市議会議員補欠選挙に係る経費について必要な補正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により平成22年度多賀城市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては選挙管理委員会事務局長及び市長公室長から説明させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長田 健）

それでは、同じ資料1の10ページをお願いいたします。

2款4項5目市長選挙費で2,126万6,000円の減額でございます。これは、ただいま市長が申しあげましたとおり、8月8日執行の市長選挙が8月1日の告示日に無投票となった

ことから、8月2日以降の執行経費について市議会議員補欠選挙費への予算の組みかえと不用額の減額を行ったものでございます。

次に、6目市議会議員補欠選挙費で1,650万5,000円の増額でございます。これは市長選挙費から予算の組みかえを行ったものでございます。主なものは、投開票に係る立会人報酬、職員手当、委託料及び借上料などでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入につきましては、市長公室長より説明いたします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、8ページをお開きください。

18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、476万1,000円の減額補正をするものでございます。これは歳出で御説明させていただきました市長選挙費及び市議会議員補欠選挙費の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

選挙の運営についてお伺いしたいと思いますが、私たち有権者にははがきが届いて、それで投票すると、このようになっています。障害者の方、体の不自由な方、これは在宅投票しますね。できますね。障害者の1級で体が動ける状況じゃないと、こういう方。あるいは介護を受けていて4あるいは5の重度の方、こういった方は申請をすると在宅で投票ができるというふうになっていますね。まず、その辺どうでしょうか。

○議長（石橋源一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長田 健）

ただいま根本議員がおっしゃったとおり、ある程度一定の要件の障害者につきましては在宅における郵便投票ができます。以上です。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

そこで、私たちにはがきが来ると同じように、一度そういう方々が申請をしたならば、そのまま次回の選挙の時にも投票用紙が届く、申請なしでできるような体制をつくるべきではないかと私は思うんですね。というのは、障害者の方で家族が忙しいとか、なかなか申請に来られない。選挙の都度に申請をしなければならないですね。多賀城市の場合は、ほ

かの市町村では、一度申請をするともうその方が体調がよほどよくなる限りは、なるということは非常に難しいと思うんですね、身体障害者の方が改善するというのは。そのまま申請なしでできるというそういうところもあるやに聞いておりますけれども、その辺は改善を考えておりますか。

○議長（石橋源一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長田 健）

今現在の規定上では、申請をもらってから、それに基づきまして投票用紙を御自宅の方に郵送しているというふうな形でございます。

そちらの方につきましては、私は申請がないとできないと思っておりましたので、ちょっと確認してみたいと思っております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 5 議案第 47 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 5、議案第 47 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (石橋源一)

市長の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 47 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。これは櫻井千恵子委員の任期が平成 22 年 9 月 30 日をもって満了することから、後任として菊池すみ子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 1 ページ以降に、現在の委員名簿並びに菊池すみ子氏の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長 (石橋源一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番板橋議員。

○9 番 (板橋恵一議員)

この教育委員の選任について、菊池すみ子さんの社会教育、あとは学校教育関係でもって、どのような形で今まで携わってきかれておられるかというのが経歴書だけでちょっとわかりにくいんですから、一応参考にお聞きしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長 (石橋源一)

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長 (鈴木健太郎)

お手元の資料の 2 ページの方に簡単な経歴書というふうに書いてございますが、多賀城市の社会教育委員につきましては平成 17 年 6 月から現在までというふうな状況になっております。そのほかの重立った役職については記載のとおりでございます。以上です。

○議長 (石橋源一)

9 番板橋議員。

○9 番 (板橋恵一議員)

この経歴書が余りにも簡単明瞭なものですから、もう少し内容をつけていただきたいなと思ひまして御質問したのですが。

○議長 (石橋源一)

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、今後このような人事案件につきましては考えてみたいと思います。

○議長（石橋源一）

9 番板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

前定例会か前々回か、前にも委員さんの改選に当たって同意を求めることというのがたびたび議案として提出されておりますよね。その件に関して、前に私、これと同じようなことをちょっとお聞きしたような経緯があると思うんですが、それに基づいて、やはり事前にどなたかからこういうことが言われるのではないかということで、もう少し詳しく説明していただく。やはり教育委員というのは、今学校教育に非常にかかわりのある委員会ではないかと思います。今の世の情勢を勘案してみれば、こういう方ですから選任いたしましたので同意をお願いしたいというのでしたらわかります。これに関して、今の答弁に関しては余りにも簡単明瞭過ぎるのではないのでしょうか。その辺どうなっているのでしょうか。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

この件については総務の方とも相談をいたしまして市長提案というふうになったわけがあります。この菊池すみ子氏においては、御存じのように市の特に社会教育委員として各般にわたって活躍しておると。ただ、こここのところに社会教育委員というふうになっているわけですが、教育委員というふうになれば、この社会教育委員は教育委員会の下にあるわけですので、この辺についてもこのままというふうにはいかないと思いますので、改めてこの辺については了解をもらった段階で考えるというふうなことになります。

どんな働きという御質問であります。これまでの社会教育各般にわたってその推進に大きな働きをしているというふうなこと、そしてまた、この菊池すみ子氏は芸術分野にも非常にたけているというところでありまして、教育委員としての活躍が大変期待されるというふうに考えております。

詳細な資料がなしというふうなことで大変失礼を申し上げているわけですが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

9 番板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

やはり今後、資料として提出される範囲内はある程度決まっているとは思いますが、それでもって資料として提出できない場合は、口頭でもっての説明を今後お願いしたいと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第 6 議案第 48 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 6、議案第 48 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 48 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、これは高橋利夫委員の任期が平成 22 年 9 月 30 日をもって満了することから、高橋利夫委員を再任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 3 ページ以降に、現在の委員名簿並びに高橋利夫委員の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9 番板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

先ほどの議案47号と同様の御質問をいたします。これに対して御答弁をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

高橋さんにつきましては、資料2の4ページに記載されておりますとおり、一つは塩竈市職員を長年やってきたということでございまして、そして19年10月から現在まで固定資産の評価委員会の委員としてもなっておりますし、それになっていただいてから毎年研修なども行いましてやってきておりますので、今後も引き続きぜひお願いをしたいと思っております、このように選任をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

9 番板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

固定資産というのは多賀城の一般財源の根幹をなすものだと私は認識しております。そうしますと、やはり土地税法にある程度精通されている方でもって選任してもらうのが間違いない評価の仕方が出てくるのではないかと思いますので、補足でお話しされましたが、まだ詳細にわからない点がありますので、今後やはり人事の選任についてはもっと明確な資料を添付して、ないし口頭で御説明をお願いしたいと思っておりますが、できますでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

これ以外の詳細な部分でしたらば、私の方なりに来ていただければ詳細にいろいろと説明ができると思っておりますし、定例的に大体今まで経歴書の部分につきましては、従来定例的な形で提出させていただいたものですから、主な履歴という形でさせていただいているもので、この辺で御理解をいただければなと思っております。そのまた詳細な部分でしたらば、私の方なりに来ていただくと詳細な部分が説明できると思っておりますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（石橋源一）

9 番板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

これは議会上に上程されているものですから、担当課に行って詳細に説明を受けるとなったら、22人一人ずつ行ってその都度その都度説明する、それではおかしいんじゃないですか。これはそんなに機密に、経歴とか実績とかをオープンに公開することはできないんですか。できると思うんですね。そうしましたらば、やはりこの本会議で選任に当たっての補足

説明というのは、私はあつてしかるべきことではないかと思うんですが、その辺、違いますか。副市長にお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。議長。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

板橋議員がおっしゃるのはもっともなことをごさいまして、どういう趣旨で選任をしたのかということの説明がいささか足りなかったように思います。

この固定資産税の評価委員につきましては、先ほどお話ございましたように、資産に関する知識あるいは資産税に関する知識、そういった視点から選ぶというのが一つございます。それからもう一つは、納税者の立場から選任するという視点がございます、高橋委員につきましては納税者の立場という視点での考え方で選任をいたしたものでございます。今後、人事案件につきましては説明の際に御理解をいただけるように、少し説明を十分検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋源一）

板橋議員、副市長の答弁でよろしいですね。板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

今後よろしくお願ひします。

○議長（石橋源一）

他に質疑はございせんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第 7 議案第 49 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 7、議案第 49 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 49 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは国家公務員退職手当法の改正を受けて、宮城県市町村職員退職手当組合退職手当条例が改正され、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度が設けられたことに伴い、現行条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業管理者から説明させますので、よろしくお申し上げます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

説明に入る前に、改正の趣旨について簡単に御説明申し上げます。

ただいま市長が提案理由で申し上げましたとおり、国家公務員退職手当法の一部改正する法律の施行に伴うものでございます。今回の法律改正は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務員に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度が設けられたものであります。

この法律改正を受けて、宮城県市町村職員退職手当組合では、このたび退職手当組合条例の一部を改正したことから、当該改正趣旨を踏まえ企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、企業職員の給与、その他の勤務条件については、地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定により、給与の種類と基準を条例で定めなければならないと規定されているものでございますので、今回改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料 2 の 5 ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。

最初に、第 17 条第 2 項ですが、現行では「下記の各号いずれかに該当したものに対して、退職手当は支給されない」とされておりまして、1 号でございますけれども、「職務上の義務に反し、または怠った場合で懲戒免職処分を受けた者」などがあります。2 号でございますが、「成年被後見人または被補佐人等欠格条項に該当に至った者」などがあります。第 3 号は、「争議行為の禁止に違反し退職された者」でございます。

今回の改正では、「法律に背く、あるいは法律に違反行為の内容及び程度、性質などを考慮して、退職手当の全部または一部を支給しないこととすることができるものとする」ものでございます。原則は不支給です。支給しないというのが原則でございます。

これは民間の実務凡例では、懲戒解雇の場合においては必ずしも一律に全額不支給という扱いはしていないということでございまして、民間とのバランスを図ったものでございます。

次に、第 3 項ですが、退職後の支給制限及び返納制度の新設でございます。「在職期間中に、地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職処分を受けるべく行為をしたと認められる者に係る退職手当について、支払い前は支給を制限し、退職手当支払い後は返納または納付させることができることとする」ものでございます。

これは現行では、退職手当支給後に懲戒免職処分に相当する違法行為が発覚しても、禁固以上の刑に処せられない限り、退職手当を返納させることができず、在職期間中に違法行為が発覚し懲戒免職処分となった場合と不均衡が生じていることを是正するものでございます。

以下につきましては、新たに第 3 項が加わったことにより、順次各項を 1 項ずつ繰り下げ、かつこれを引用している文言を改めるものでございます。

資料 1 の 17 ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございますが、第 1 項は施行期日でございます。これは宮城県市町村職員退職手当組合条例が平成 22 年 10 月 1 日から施行することになっておりますので、当該条例も同日施行するものでございます。第 2 項は経過措置でございます。これは、条例施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職手当については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これは企業職員ということですので、身分が企業職員でなければならないという条例の範囲になると思いますが、多賀城市の水道事業所で企業職員として今勤務されているのは何人で、市からの出向として企業職員として雇われているのは何人いるのか。その辺についてお聞きします。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

管理者を除いて 26 名が企業職員という取り扱いになります。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

市からの、本庁からの出向者はいないんですか。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

最初から企業職員として雇用した方はいませんので、当然一般の方から出向して、上水道部に来ることによって企業職員というようになります。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

その職員の身分は多賀城市の市職員ではないですか。企業には出向してそこに行っていますけれども、もともと現職の身分保障としては市の職員という扱いになりませんか。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

出向して企業の方に来ますと、任命権者は水道事業管理者でございまして、その時点で企業職員というような位置づけになっているものでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それはあくまでも、本庁からの水道事業所に出向しているという扱いになりませんか。ですから、身分は、作業上は企業職員、企業の仕事をしていますけれども、本来の身分上は多賀城市の職員という身分になりませんかということを知っています。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

市職員として採用されまして、そして水道に来ることによって企業職員となるということで、これはあくまでも出向で来ていますので、今議員がおっしゃるような形になると思います。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

その身分をはっきりしておかないと、この条例の該当者が今何人いるのかということ判断できないんです。職員の身分の問題です。懲戒解雇になった場合でも、水道事業所で勤務しておっても、もともとの身分は市職員であれば市職員の扱いをしていかなければならないと、私は思っているからです。あくまでも市職員の……もとの、一番の採用された時点のいわば職、その個人の資格があると思うんです。ですから、私は、多賀城市の企業職員は全部多賀城市で採用されて、職務上水道事業に出向しているという扱いじゃないですか。そうなる身分は市役所職員という、最終的身分は市役所職員という身分になるんじゃないかということです。もしそうなるのであれば、この条例は、これは国の方の決め方でこうなったというのはいいいんですけれども、多賀城市には今のところ該当者がゼロであるということになるんじゃないかというふうに思うから、その辺を聞いているんです。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

市役所に採用された職員でも水道部の方に出向になれば、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例が適用されますので、すべて企業職員として扱われることになっております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

その出向した場合に、そういう本人との契約条項を交わしておりますか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

特に契約とかそういうものはなっておりません。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それはただ実務上の問題だと思います。契約条項がなければ、何らかの形で訴訟等が起きた場合には、あなたの言っていることが通用するのかどうなのか。法的に研究したことがありますか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

企業職員につきましては、地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用されてございますので、問題等があればその法律が適用されるものと認識をしております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

企業職員全員それを承知の上で、今自分の身分はそういうところにあるという承知の上での勤務をされておりますか。そういう研修をしておられますか。

○議長（石橋源一）

管理課長。

○管理課長（小幡誠志）

研修等は特にやってはございません。ただ、水道部の方に出向になった時点で、地方公営企業関係の法律が適用されることを認識しているものと思っております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、さっきからの答弁を聞いていると認識されていないと思います。その辺をしっかりと認識させないと、問題が起きたときに対処の仕方が困ってくるのではないかと。私は、あくまでも身分は市役所職員ではないかというふうに見ておったんです。あなたたちが企業法のそういう規定でそうなっているというのであれば、少なくとも水道事業所にいる職員の皆さん方にはそのことをきちんと理解をしていただいくことが大事ではないかと思ひますし、配置転換等にあつた場合には、企業職員としてこうなりますよということをきっちり職員に理解をしていただいく、出向という扱ひをしていかなければまずいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

今おっしゃられるとおり、水道部に出向してきた場合、きちんとその身分、そういうものの研修をやっていきたいと思ひてございます。

ただ、今回の条例改正は水道部の方だけでございますけれども、これは一般の方も同じように、宮城県の退職組合の方に入っているのは、私ら企業職員も一般も一緒でございます。ただ企業会計だけが公営企業法の 38 条の 4 項によって、条例で定めなければならないとな

っているものですから、今回このように提案させていただいてございます。退職手当の額とか考え方については、一般職員も水道の職員も同様でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員、挙手されましたよね。10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

資料2の5ページなんですが、第17条です。これまではいろいろ処分があった場合に退職手当を支給しないということだったものが、全部または一部を支給しないことができるということですね。それから、もう一つは、退職手当を支払ってから現職中のいろんな問題が起きた場合に返納させることができるということで、私も妥当な改善をされたんだなというふうに思うんですが、ただ、全部または一部を支給しないことができるという場合に、どういうときに全部でどういうときに一部で、一部も3分の1もあるし2分の1もあるし50%もあるんですけども、それは民間と合わせるということなんですが、民間の中ではある程度基準みたいなものはできているものなのかどうか。あるいは、そういうものもなく、今から出たたびにケース・バイ・ケースでやっていって、それが過去実績、過去の例ということで蓄積されていくものなのか。その辺について回答をお願いしたいんですが。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

今回の条例改正では、全額不支給から一部支給することもできるということでございますが、具体的には、例えば非違行為の発生を抑制するという制度目的に留意をしながら、全部不支給を原則とするのが、今回の改正でございます。

例えば、非違行為が過失によるものであり、特に参酌すべき情状等がある場合等については、今回の改正により一部不支給にとどめることも可能となりますが、そのような場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響等を考慮しながら、慎重な検討を要するものとさせていただきます。具体的には、例えば懲戒免職処分となった理由が過失による場合であっても特に参酌すべき情状がある場合、これは重過失は当然除かれます。それからあと、過失により禁固以上の刑に処せられ執行猶予を受けた場合であって、特に参酌すべき情状のある場合等については、全額支給か一部支給とするということの取り決めを、今回の内容でもって指針としてつくってございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10 分間の休憩をさせていただきます。再開は 11 時 10 分です。

午前 10 時 58 分 休憩

---

午前 11 時 09 分 開議

○議長(石橋源一)

再開をいたします。

---

日程第 8 議案第 50 号 第五次多賀城市総合計画基本構想について

○議長(石橋源一)

日程第 8、議案第 50 号 第五次多賀城市総合計画基本構想についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 50 号 第五次多賀城市総合計画基本構想についてであります。これは平成 13 年度を初年度とする第四次多賀城市総合計画が平成 22 年度で終了することに伴い、平成 32 年度を目標年度とする本市の将来都市像等を定めた第五次多賀城市総合計画の基本構想を策定するに当たり、地方自治法第 2 条第 4 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(石橋源一)

市長公室長。

○市長公室長(菅野昌彦)

それでは、初めに、第五次多賀城市総合計画の策定の経過から御説明をさせていただきます。

今回の総合計画策定に当たりましては、総合計画を市民とともに進めるまちづくりの指針とすることを基本理念といたしまして、まちづくり懇談会など多くの市民の参加・参画を得ながら策定作業を進めてまいりました。また、この考え方に基きまして、第五次多賀城市総合計画におきましては、まちづくりの進みぐあいを市民と行政とが共有できる仕組みを取り入れ、目的と成果の見える化という行政評価の考え方を導入いたしまして、市民協働を促進していくことを方針といたしまして策定作業を進めてまいりました。

こうした多くの市民に参画いただきながら、また庁内においても多くの職員の参画を得ながら、長期間にわたりまして策定作業を進め、今般、第五次多賀城市総合計画の案をとりまとめたところでございます。

これに関しましては、諮問しておりました多賀城市総合計画審議会からは、策定におきまして市民との意見交換を数多く実施してきたことや、市民アンケートの実施等を通じて多様な市民意見を幅広く取り入れることは、市民主役のまちづくり、市民協働の推進を掲げる理念に合致するものであり、その理念を実現し住みよい多賀城としていくためにも、今後は計画の内容及び進行状況を広く市民と共有していったほしいとの答申をいただいております。

以上が第五次多賀城市総合計画策定の経過ということになります。

それでは、議案であります第五次多賀城市総合計画基本構想の位置づけを、初めに御説明いたします。

これは地方自治法第2条第4項の規定に基づく、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想という位置づけになってございます。これから御説明いたします基本構想には、本市の将来都市像、将来人口、土地利用構想、それに将来都市像を実現するためのまちづくりの方向性としての政策の大綱を定めてございます。

それでは、21ページをお開きください。

第1章といたしまして、ここには本市が目指すべき将来都市像を掲げております。将来都市像につきましては、これまでの議会説明会等で御報告させていただきましたとおり、「未来を育むまち「史都」多賀城」「支え合い学び合い育ち合い」「あなたの笑顔が多賀城をすてきにする」としております。

まず、メインフレーズ、主題につきましては、「未来を育むまち 史都 多賀城」としてあります。これは今後少子高齢化や人口減少社会など社会環境が大きく変化していく中にあっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、未来に向かってまちづくりを進めていくまちを目指していくことを明らかにしたものであります。

そして、サブフレーズでございますが、副題でございます。はぐくんでいく二つの具体的な未来の方向性を示しております。

一つ目が「支え合い 学び合い 育ち合い」。これはまちづくり懇談会における議論の中で、今後のまちづくりのキーワードといたしまして、地域において人と人とがかかわり合っていくこと、支え合い学び合い、そして育ち合いながら、未来を育んでいこうという未来の方向性を示したものでございます。

二つ目が、「あなたの笑顔が多賀城をすてきにする」。これはだれもが笑顔に暮らせるまちを目指すとともに、だれもがまちづくりの主体として参加・参画できるまちを目指していこうという未来の方向性を示したものであります。

以上を今後 10 年間の将来都市像として掲げ、その実現に向けて取り組んでいこうとするものであります。

続きまして、22 ページをお開きください。

第 2 章では、今後まちづくりを進めていく上での前提条件となる将来人口の想定値を掲げるものでございます。この想定値は平成 12 年から平成 20 年までの住民基本台帳の数値を用いて、国立社会保障・人口問題研究所で用いられておりますコーホート要因法という推計方法を採用し推計しております。

今後 10 年間、多賀城市の人口はほぼ横ばいで推移することを見込んでおります。平成 32 年度における世代別の将来人口は、15 歳未満 8,477 人、これは 13.4%でございます。15 歳から 64 歳 3 万 9,215 人、61.9%でございます。65 歳以上 1 万 5,613 人、24.7%でございます。全体では 6 万 3,305 人と推計した上で、将来人口を 6 万 3,300 人と想定したものであります。今後人口減少社会が進展していく中において、従来のように人口増加を目指してまちづくりを進めるのではなく、今後は年齢構成の変化を念頭に置いたまちづくりを進めなければならないと考えてございます。

続きまして、23 ページをお開きください。

第 3 章では、将来都市像を実現するために基本計画に定める各施策を推進していく前提として、市内の土地の利用に関する基本的な方針を定めるものでございます。土地利用の基本方針において、市内全域における農用地、住宅地、工業地、商業地、そして公共施設用地等の利用に当たっての方針を定めるとともに、24 ページの土地利用のゾーニングでは、土地利用の基本方針に基づき地域の機能別に区域分けし、効果的・効率的な土地利用を図るものであります。

今回の土地利用構想は、第四次多賀城市総合計画に掲げた土地利用構想を基本的に継承し、今回新たに八幡地区の工業ゾーンを位置づけたものとなっております。

続きまして、25 ページをお開きください。

25 ページから 28 ページまでの政策の大綱につきましては、大きなまちづくりの方向性であります政策とその基本方針、今後実施していくこととなる施策、具体的には基本計画において具体の目的・目標等を定めることとなる施策を規定するものであります。

それでは、ここでまちづくりを実現するための政策と施策の構成について御説明いたします。

25 ページの、まず政策の 1.「安全で快適に暮らせるまち」につきましては、八つの施策で構成をしております。

続きましては、政策の 2.「元気ですこやかに暮らせるまち」につきましては、六つの施策で構成をしております。

続きまして、26 ページでございますが、政策の 3.「歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち」には、五つの施策で構成をしております。

政策の4.「環境を大切に作る心を育むまち」につきましては、三つの施策で構成をしております。

続きまして、27ページをお開きください。

政策の5.「集いつながら活気あふれるまち」につきましては、四つの施策で構成をしております。

政策の6.「心が通う地域のきずなを育むまち」につきましては、三つの施策で構成をしております。

続きまして、28ページでございます。

政策の7.「理解と信頼で進める自立したまち」につきましては、三つの施策で構成をされております。

以上が、将来都市像を実現するための七つの政策とそれに連なる32の施策でございます。

以上で説明を終わりますが、8月27日の説明会におきましては、序論や基本構想にも基本計画と同様にヘッダーを入れるべきではないかとの御質問をいただいておりますので、ここで補足説明させていただきたいと思います。

最終的には、今回御提案いたしました基本構想、説明会で御説明いたしました序論、基本計画、その他の関連資料を取りまとめ、1冊の総合計画書とすることとしております。したがって、すべての書類が整った段階で、製本レイアウトやデザインの調整を行うこととしております。本市といたしましては、より見やすいより使いやすいより検索しやすい計画書にするための調整等を行うこととしておりますので、今回の議案にはいわゆるヘッダー等が入っていないことを御容赦いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

確認をちょっとしたいなと思います。

22ページなんですけれども、この将来人口の推計、これは非常に難しいんですけれども、御説明を聞いておるところによると、平成12年から20年までの住民基本台帳を一つのデータとして、国の人口動態の研究機関と同じように推計方法を同じにして算出したということなんですけれども、この数値から得た答えは平成32年までほとんど横ばいだということなんですけれども、まずその推計値から、すべてのいろんな施策の面で人口にかかわる分は、この推計値をもとにしてこの計画を立てられたのか、確認したいのですが。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今回の人口推計の方を見ていただきますと、非常に年齢構成の中身が変わってまいります。多賀城においても10年後の32年には、15歳未満のいわゆる少子化という部分においては、やはり多賀城市も例外になく微減になっていく。それから、65歳以上の人口についてはやはり1万5,613人ということで24.7%。今現在は、ことしの8月末現在では65歳以上が1万1,443人、18.2%という構成でございますので、非常に6%ぐらい比率が上昇してまいります。ということは、今後総合計画を進める上で、実施計画なり事務事業レベルの中においては、高齢化対策であるとか何かという部分に意を配した形で進まなければならないということで、この辺の人口推計の中身に依じて、施策を進めるに当たってはいろいろと事業展開が変わってくるんだろうというふうなことは念頭に置いて今回計画をつくってございます。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。いずれにしろ、もう一度確認しますね。例えば32年において、6万3,305人というこの数字を想定して、想定しておっしゃっていますからね。今この計画に盛り込んだのは、この人口ぐらいになるだろうということで、まず想定値を置いて、それに伴ってその施策をいろいろと、この人口、人数、これで施策を打っているんだということで確認しておきたいんです。それについてだけお答えいただきたいのが、まず1点。

2点目。そうしましたら、逆に高齢化率が高まってくると。平成32年度は私も65歳以上になっているんですね。ですから、例えば大規模住宅団地の開発とか、そこで新たに若い人口、若い人たちを呼び込むなんていう施策にも、この数値を大きくくしないように、そういう施策の方に計画を担当課が変えていくなんていうことも可能なんですよ。この2点だけお願いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

まず第1点目は、議員おっしゃるとおりでございます。

第2点目につきましては、これはあくまでも推計値でございます。今後社会情勢の変化というもの、今おっしゃられているとおり、多分いろいろ出てこようと思います。その段階におきまして、一応今の計画というのは10年スパンの長期的な計画の中で、前期5年、後期5年というふうな区切りもございますので、その中で修正であるとか何かという部分もあるのかなというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）6番金野議員。

○6番（金野次男議員）

私も1点確認させていただきます。

先般、8月27日、この五次総に係る進行状況、そして本日の議案提出、また市長の所信表明演説。私は、多賀城の財産は、奈良の時代に政治・経済を負った政庁跡だと思っている

んです。五次総、または市長の所信表明演説にも、その整備状況とかそういうのを一項目も  
うたっていないんですよ。これからを迎えるために、この五次総にぜひとも取り入れるこ  
と。そしてまた、今後どのような政庁跡、外郭南門をどのようにつくっていくか。そうい  
うことをある程度打ってもいいんじゃないかと思っている一人ですから、その辺の御答弁  
をお願いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今御質問のありました件につきましては、これは基本計画の中で、現状と課題、それから、  
あとそれを受けて今後どうするのかといった記載のところがございますので、そのあたり  
で検討させていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6番（金野次男議員）

今、室長の方から基本計画と。まず最初に、基本構想、そして基本計画、実施計画となる  
んですよ。構想に浮かばれないと、基本計画はなり得ない。私は思うんですよ。その時点  
で、構想の段階でしっかりと庁舎内で審議していただくことを要望して終わります。

○議長（石橋源一）

他に。10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

第五次多賀城市総合計画の最大の特徴はどこにあるのかというと、来年が市制施行40周年  
でありまして、2011年から2020年までの計画だと。そして、2021年は市制施行50周年  
です。50年というのは半世紀で非常に大きな区切りなわけですね。多賀城の場合に、そ  
れが何と重なっているかと言いますと、ことしが多賀城発掘50周年でした。マスコミの皆  
さんも、多賀城発掘50年の成果ということで、いろいろ大々的に報道してくださっていま  
す。それから、先日東北歴史博物館で展示が始まりましたし、5日の日にはシンポジウムが  
ありました。つまり、多賀城発掘50年から多賀城創建1,300年に向けての計画なんです  
よ、この第五次総というのは。

ところが、先ほど金野議員から指摘がありましたように、そういう位置づけがどこにも出  
てこないです。私は実はこれを指摘したのは初めてではなくて、第五次総の説明会のとき  
にも、何でそういうことが全然文字として出てこないんだと、文章として出てこないんだ  
ということを指摘しましたら、それは基本計画の方に書くんだというふうな、先ほどのよ  
うな答弁があったんです。ところが、先日基本計画の説明をいただいたんですが、どこを  
見ても、どこを見てもそれは出てこない。ね。基本計画ですよ。発掘50年の成果を踏まえ  
てどういうふうなまちづくりをしていくのかとか、南北大路の復元はどうするかとか、先  
ほどありました外郭南門をどうするかとか、一言も出てこないですよ。一体これはどうい  
うことなんだろうかというふうに思うんですが、改めて御回答をお願いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

この基本計画の今回の内容につきましてでございますけれども、従来と違って、何をつくりますというような表記の仕方ではなくて、それをつくった結果住民の生活にどのような影響があったのかというような成果指標で、今回は構成されております。ただ、課題であるとか問題であるとか、そこから浮かび上がる今後の方向性であるとか、そういったところで今御質問があったような内容をどこまで記載するかといったようなことだろうと思います。

これにつきましては、8月27日の説明会のときにも、いろんな皆様方からアイデアとかそういったお話をちょうだいしておりましたので、そのあたりにつきましては今後も微調整といえますか、調整を続けていきたいというふうに考えております。これらの調整をした結果、皆様からいただいたいろんな意見で、やはりこれはきちんとその意見どおりに直すべきだというふうなものにつきましては、また後日、説明会等でその辺のことを皆さんにいろいろとお諮りをしたいというふうに考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

これは先ほど金野議員からも指摘あったんですが、第五次総の基本構想というのは、多賀城全体のまちづくりの旗印なんですよ。全体の。だから、全体にそういうことをきちんと記述されることによって、それは多賀城市の職員が全体でそれに向かっていくし、それから多賀城市の市民も、ああ、多賀城はやる気なんだと、じゃあ、うちらも協力しなきゃいけないなというふうになるんですよ。

ところが、多賀城市全体のまちづくりの旗印、メイン的な文章にそういうことが全然書かれないで、市の職員の気持ちや多賀城市民の気持ちを動員することは、私はできないと思いますよ。だから、私が読んでいて、一体この10年何をする気なのかというのはさっぱりわからないですよ。これを読んでいて。だから、私は、基本構想にこそそういうことをきちんと書くべきだと。でなかったら、まちづくりの旗印になりませんよということを言いたいですけれども、市長はこういう記述に満足されていらっしゃるんですか。

○議長（石橋源一）

それでは、最初に副市長。今の質問に対して。

○副市長（鈴木明広）

これは基本構想でございますから、極めて将来の10年先を目指した理念的なものの記述にならざるを得ないという性格を有するというのを、ひとつ御理解いただきたいと思うんです。

それで、今具体的に御提示のありました、いわゆる文化財の扱いについてどうするかということにつきましては、これは一般的に基本構想の中で触れるということは、一般的にどこでもございません。その中で、多賀城市の基本構想の中でも、26ページでございますけれども、政策の3のところ「歴史・文化を継承し」という項目になりますけれども、その中で、下の方になりますけれども、「本市の大きな財産である文化財が適切に継承され、

市民が歴史と文化に誇りを持てるまちを目指します」という理念を示したということでございます。具体的な施策につきましては、先ほど公室長がお話し申し上げましたように、基本計画あるいは実施計画の段階でそれぞれ御提示を申し上げて、施策について御審議をいただくと、そういうことで考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

26ページに確かに「本市の大きな財産である文化財が適切に継承され、市民が歴史と文化に誇りを持てるまちを目指します」と書いてありますよ。このスローガンは極めて一般的なんです。第一次のころに掲げてもおかしくないし、第二次の総合計画でつけてもおかしくないし、第三次で書いてもおかしくない。第四次だっておかしくない。第五次でこれを入れてもおかしくはない、確かに。そういう意味ではのっぺらぼうなんですよ、のっぺらぼう。何でのっぺらぼうで私が問題意識を感じるかということ、やはり市制施行40周年から50年に向けて、多賀城発掘50年から多賀城創建1,300年に向けてという意識が、非常に皆さん希薄なんじゃないかと。これほど議論しているのに、これほどマスコミの皆さんが騒いでくれているのに。だから、そこが私は非常に不満なんです。

それから、もう一つ、基本構想には一般的にはそういうことは書かないんだと、今副市長は言ったけれども、そんなことはないんですよ。第三次多賀城市総合計画の基本構想の中には、「出会いとふれあいを創造する歴史・文化都市。1,300年の歴史を現代に生かしながら、東北における歴史拠点としての整備に努めるとともに、魅力に富んだ歴史的・文化的出会いとふれあいを創造する都市づくりに努める」ということで、南門復元もきちんとそのときに書いているんですよ。第三次のときには。私は、それはちょっと言い逃れだと思っただけ。例えば、第三次の長期総合計画の35ページの中には「政庁南門、外郭南門、築地の立体復元」とか、きちんと書いていますよ。第三次のときには。だから、私はどうも今の答弁は全く詭弁だなというふうに思うんですけども、改めて市長、こういう文章なんだけれども、満足されているのかということをお答えください。

○議長（石橋源一）

市長、答弁をお願いします。

○市長（菊地健次郎）

確かに今、金野議員、それから藤原議員、おっしゃるように、見えないものというか具現化されたものが皆さんにはおわかりにくいような状況になっているかというふうに思います。スタートが来年の4月からということでございますので、その具現化すべきもの、具現化しなければならぬものを、市民の皆さんにわかるような形で、それをぜひその時期までにお示しできるようにしていきたいなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

きょうはこの基本構想についてよしあしを議会としては判断しなければいけないんですよ。私は既に説明会のときに、ちょっと歴史の時代認識に欠けているのではないかと

は既に指摘していましたが、私が提起したことが全く無視されてそのまま出てきたということについて、非常に私はがっかりしています。この点はまずそういうことで、次のテーマに移ります。

全体として何をやるのか、どうもはっきりしない中で、一つだけやることがはっきりしているんですよ。それは工業団地の造成なんです。工業団地の造成について、次にお伺いします。

来た方がいいのか、来ない方がいいのかというのは、それは来てもらった方がいいに決まっているんだけど、今の経済情勢の中で本当にそういう可能性があるのかとか田んぼをつぶすことがどうなのかと、いろんな論点がこれはあるんです。ただ、きょうはそういうところは除いておいて、出ていきたいという企業があったとして、多賀城市も、だれが造成したかは別にして、造成したとして、いよいよ企業が来ることになりました。その場合に、雨水対策事業として必要な額というのはどれだけだと見ていますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

雨水対策事業につきましては、6月の補正予算の議会のときに、南宮雨水関係の事業費がどのくらいになるのかということで資料の提出を求められて、資料を作成して、本日皆さんに追加資料として配付したところでございますが、具体的にこの工業団地を造成するために必要となる雨水の整備ということになりますと、六貫田の雨水幹線の未整備区間の整備ということが具体的に必要となってきます。それにつきましては、たしかことしの2月の当初予算の説明のときに、皆さんに配付した資料だったと思いますが、それでは7億7,000万の整備費が必要となってくるというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

この資料ですね。既に皆さんからいただいています。六貫田雨水幹線で7億7,000万と。全体で25億という数字をそのとき出してもらっています。その25億のうち17億ちょっとは、高橋の市街地の雨水対策事業のために必要なものが18億ちょっとですね。六貫田雨水幹線は確かに7億7,000万です。問題は、この六貫田雨水幹線を整備すれば、その工業団地は守れるのかどうかという問題なんですけれども、建設部長は守れるというふうにお考えですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

本日お渡ししました追加の資料について、説明させていただきたいと思います。こちらのカラーのA4判の横のものでございます。

南宮排水区の図面について御説明いたします。

南宮排水区は、青の太い線で囲まれた区域からの雨水を、図面右下の赤丸で示した南宮ポンプ場で砂押川に排出する計画になってございます。南宮排水区は、多賀城市流域関連公共下水道事業計画では、雨水計画の全体計画区域に入っておりますが、まだ整備事業実施のための認可をとってございません。事業認可取得の時期は未定でございます。

図面右上の管渠工の断面、これは想定でございますが、これにつきましては、事業実施中の庚田排水路のコルゲートフリームと南宮ポンプ場に流入する雨水幹線の位置を想定で表示しております。想定と言いましたのは、事業認可を取得時期が未定なもので、具体的な設計を実施していないためでございます。コルゲートフリームより深い位置に雨水幹線が設置されることとなります。

図面左下は、右側の赤い矢印部分の①②③Pを事業実施した場合の、あくまでも概算事業費でございます。雨水管渠工事で7億8,670万円、雨水ポンプ場建設で39億4,180万円で、合わせて47億2,850万円でございます。

次に、図面右下でございますが、管渠工は上流から①部分で幅6.4メートル、深さ2メートルの管渠でございます。②部分は幅が6.65メートル、深さが2メートルでございます。ここで南宮ポンプ場に流入し、③で幅3メートル、深さ2メートルの二連のボックスカルバートで砂押川に排出することとなります。砂押川に排出する計画流量は毎秒16.935立米でございます。

図面の説明は以上でございますが、今御質問がありました、この南宮ポンプ場等の整備が終わらなくても工業団地は大丈夫なのかという御質問だったと思うのですが、今現在、南宮であるとか山王の方の雨水幹線の整備がまだ終わっていない状況です。これら南宮とか南宮裏の雨水については直接砂押川に排出される状況になっているものですから、この事業計画で示されているように、すべてが南宮ポンプ場の位置に集まるということは想定しておりません。ですから、工業団地は大丈夫だというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

工業団地は大丈夫だと今断言されましたけれども、本当に大丈夫なんですか。いいですか。六貫田雨水幹線というのは、南宮ポンプ場に抜けていく南宮の排水路から南の部分、それから育英の前のところから東側の部分、それから臨海鉄道と仙石線に挟まれた部分、その部分を抜く幹線でしょう。その部分に降った雨しか計算していないんですよ、これは。まあ、これは前の資料けれども、雨水排水計画というのはそういうふうにしてつくるものでしょう。その場所に降った雨を排出することだけを考えて整備をやるものなんですよ。違いますか。本当に大丈夫だと断言できますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

六貫田雨水幹線につきましては、御指摘のとおり、南宮ポンプ場の幹線の下の部分に降った雨を排出するための設備でございます。この部分に降った雨を想定して断面計算しております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

だから、ここから南に降った……A3 だから、そこからも見えると思うんだけど、ここに降った雨だけを想定してつくられるのが六貫田雨水幹線なんです。だから、ここから北側の雨が全然ここに入ってこないんだとしたら、それは守られるでしょう。だけれども、そんなことはあり得ないでしょう。砂押川の水位が田んぼの水位より高くなったら流れないでしょう。みんな雨水は南の方に来るでしょう。だから、だから、南宮雨水排水区の整備が必要なんでしょう。ここを遮断しなきゃいけないから。ここに降った雨がこちらに行かないという保証はありますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

その降ったときの雨の量にもよると思うんですけど、今砂押川が庚田水門よりも高くなった場合には、当然排水能力が不足して、相当数水が上がるだろうなということは考えられます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

考えられるんですよ。ね。ここに降った雨が砂押川に入らないで、そのまま南の方へずっと流れてきて工業団地の方に来るとするのは当然あり得るんですよ。そういうことが想定されるから、ここに南宮ポンプ場と排水路をつくる計画があるわけでしょう。毎秒 16.935、約毎秒 17 トンの水をここでくまないとだめだと。そうしないと、ここに降った雨は南の方に行ってしまうという計画ですよ、これは。今言ったように、砂押川に流れ込まない場合だってあり得ると、砂押川の方が水位が高い場合。そうしたら、先ほど部長は大丈夫だと言ったけれども、撤回しなければいけないんじゃないの。田んぼだったら一瞬水が上がったって、またすぐに引いてくれれば何とか稲はもつんですよ。だけれども、ここに工場が建ってみなさい。一瞬でも上がったならもう終わりですよ。でしょう。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

今の工業団地の1工区、2工区、3工区というふうに分けて計画しているわけですけども、1工区、2工区に降った雨については六貫田の雨水幹線で受けるような形になりますし、3工区の場合は南宮幹線で受けるようになります。

それで、地面の高さの関係ですけども、今現在、1工区の田んぼの高さというのはたしか2.8メートルぐらいかなと思うんですが、高橋の市街地の高さが3.2メートルとか4メートル近いところまで盛り土されております。工業団地が造成されると、これも想定でございますが、多分4メートルのレベルぐらいまで盛り土されるのではないかなと思います。そうした場合に、じゃあもっと南の国道の方の高さはどうなのか、国道45号線の方の高さ

はどうなのということになりますと、2.8メートルとか3メートルのレベルになっておりますので、先ほどのお話ではございませんが、高い方から低い方に流れていくということになるのかなというふうにも考えております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

今の話は、それはそれでとんでもない話だよ。工業団地の高さを4メートルの基盤にして、高橋の団地は3.2メートルだから工業団地だけは守られるんだと。そういう話だよ、今の話は。私はまじめに、あそこに工業団地をつくったら水害対策はどうなるかというのをまじめに考えたのかということをお願いいたします。大体、南宮の雨、それから新田の雨、山王の雨、高橋の雨、かつてはみんな八幡を通して桜木に流れていたでしょう。それを、そういうふうにしなないようにしたでしょう。その理由は何ですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

その理由について私は詳しいことは聞いてなかったんですけども、想定されるのは、仙台港背後地の計画が持ち上がったことによって計画変更がなされたのかなというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

ほか、だれかわかる人いませんか。

○議長（石橋源一）

ほかにはわかる方という質問者の質問でございますけれども、おわかりになられる方……。副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは多賀城市全体の雨水排水の計画でございますけれども、多賀城市の雨水排水は、そのほとんどが砂押川に放流されることとなります。そのときに、御承知のとおり、砂押川の受け入れる容量というのはおのずと決まっております。その容量を、多賀城市の市街地の水を受けるために容量をあけるために、あそこの勿来の遊水池をつくったり、惣の関ダムがあったりということになるわけでございますけれども、それでもまだ容量が足りないということがあって、その雨水排水の一部は仙台港に排出をする、いわゆる中野ポンプ場の役目でございますけれども、そういった部分の計画が策定されているわけでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

八幡雨水幹線というのは、いわゆる臨海鉄道の東側の区域です。東側の区域というのは市街地なんです。それから、西部はまだまだ田んぼがあったんです。ところが、すべての水が八幡、桜木に流れてくる。そのままにしておくと、幾ら八幡の中の雨水だけを排水しようと思っても、新田や山王の方からどんどん水が流れてくるから、これは膨大な排水路とポンプ場が必要になるんです。だから、八幡と桜木を守るために、いわゆる西部地域に降った広大な雨を八幡、桜木の方にやらないで守るために、仙台港に抜いたんです。だから、今は毎秒 18 トンの八幡のポンプ場で八幡や桜木はほぼ守られているんですよ。

それと同じことが今度は起きるんですよ。あそこに工業団地をつくりました。部長が言うには 4 メーターの高さにするから大丈夫と言うけれども、そのしわ寄せは高橋の団地に今度に行くんだから。そういうことを考えていたら、第 1 期分だけの工業団地をつくったって、南宮排水区の整備をやらざるを得ないんですよ。そういうことを考えたら。幾らこの部分だけの排水路をつくっても、北側からどんどん流れてくるから守れないんですよ。そうしたら、1 期分の工事だってここをやらざるを得ないですよ。この間 1 億何千万かけて暫定工事をやったけれども、あれをとっぴらって 47 億の工事をやらなきゃいけない。しかも、47 億で間に合うかどうかは、私は疑問なんだ。というのは、これはソニーのサッカー場のあたりまで延ばしているんだけれども、ここだけやれば本当にここから北側の雨水を拾えるかどうかというのは疑問なのね。だから、もっとかかる可能性がある。

だから、そういうことまで考えたのかと。工業団地、工業団地と言っているけれども。私は、企業に出てもらふことを是とした上でも、ここは西部地域のすべての水が集まる地域で、私は一番よくない場所だと思うんですけども。あの 8・5 水害で桜木の工場地帯が水浸しになって、東洋刃物の焼き入れをする油の槽に水が入って物すごい苦情が出たわけでしょう。高くするからそれは工業団地は守られるかもしれないけれども、今度高橋の市街地にしわ寄せが行くんですよ。そういうことまで考えたのか。市長、どうですか。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

全体の雨水計画を考えた上で、工場を誘致したいということで私は考えたつもりでございます。以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、第 1 期分の造成だけでも、南宮排水ポンプ場の整備が必要だというのは、市長はそういう認識ですか。違いますか。第 1 期分だけでも、私は、南宮排水区のポンプ場と幹線整備が必要だという認識なんです。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○10 番（藤原益栄議員）

いや、市長に聞いている。考えた上で結論出したと言っているから。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

南宮の雨水ポンプ場は、これは後、要するに、工業団地というのは1期、2期、3期というふうに分かれていますよね。今は1期しかないわけですよ。1期の方は結局雨水幹線が別でしょう。この南宮雨水ポンプ場というのは第3期の方で、ポンプ場をつくるという想定でこれは計画されているわけですよ。国道の方に出ていく幹線は、これは高橋の関係を守るためにも、そちらを早急にやりましょうということで、今から手がけて23年度予算あたりから当然やっていくわけございまして、それをやった上で第1期をやるという想定で考えているわけです。以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

部長とのやりとり、何を聞いてもらったのかなとがっかりしましたよ。そうすると、市長は六貫田雨水幹線だけを整備すれば、工業団地は守れると思っているということですか。いやいや、1期ができたって、工場ができた上では絶対守らなきゃいけないんですよ。雨は南宮からずっと流れてくるんですよ。幾らそこの範囲だけの雨水幹線を整備したって、北からどんどん雨が流れてきたらあふれちゃうことになるでしょう。だから、私は、実際、事実上、第1期でもつくったら、もう南宮排水区自体を整備せざるを得ないことになるでしょうと言っているわけ。最初は、部長は否定したけれども、砂押川の水位が一定高くなれば、それは排水されなくなって当然南の方に流れてきますと言ったんですよ。今度は4メートルにするから大丈夫だと言ったけれども、今度は高橋の市街地に行くんですよ。だから、南宮排水区の整備をしなくても工業団地は守れると思っているんですか。守れないと思ったらやらなきゃいけないんですよ。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

第1期の工場地帯をつくる際に、ここに書いてあるようにコルゲートフリュームというのを1億数千万かけてつくるわけですね。ですから、その関係で、まず南宮からの水を分けて、その上で第1期の工場地帯をつくと。それと同時に並行的に、45号線の方に排水するやつを急ぐということです。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

ちょっと皆さん、本当に検討したの。いいですか。あの1億数千万のあれは暫定工事なんだよ。暫定工事なんですよ。ポンプ場をつけないんですよ。水路の壁が崩れないように、それだけです。ポンプつけないでしょう。砂押川の水位が上がったら投げられないじゃない。これは小嶋議員なんかからも随分指摘されたんですよ。だから、あれができて十分

だったら、47億かける必要がないんですよ。あれで十分だったら。あれで強制排水しなきゃいけないから、南宮雨水排水区計画があるわけでしょう。だから、あれをつくっても、砂押川が一定の水位になったら、南宮や山王に降った雨はみんなそこに流れ込んでくるんですよ。だから、72億と言ったけれども、そのうち十七、八億は高橋のためだけけど、47億プラス8億、45億か、つまり45億やんなきゃいけないということですよ。一気に。違いますか。そういうことまで検討されたんですか。八幡は桜木の工業地帯や市街地を守るために、八幡排水区によそから水が流れていかないように仙台港に抜いたんでしょう。同じことが起こるでしょう。やらなかったら。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

いろいろと藤原議員の御質問がございましたけれども、まず御質問の前提は、雨は上に降ったものは下に流れる。だから、下の方で何か造成をする場合には、上の方の水をくみ上げるようなものをつくらなければならないということの前提で御質問なっていると思いますけれども、ただ、今の御質問の過程で、先ほどの桜木、八幡については八幡のポンプ場が設置されたことによって排水・冠水が解決されている。じゃあ、先ほどの論法でやれば、八幡、桜木だって、やる場合には南宮まで全部やらなきゃいけないという、そういうことにつながってくると思うんです。（「何言っているの」の声あり）いや、上に降った雨が下に流れてくる。だから、下が冠水するんだというのであれば、下流域全部を守るためには南宮まで全部やらなきゃいけないということの論理につながるのではないのでしょうかということをおっしゃっているんです。

ですので、今の工業団地につきましては、それぞれ南宮については上流域の排水をするためのもの、工業団地については六貫田雨水幹線で排水をするもの、高橋は高橋の市街地を排水するものということの下水道の計画がございます。しかも、今度は、先ほど部長が言いましたように地面の標高の高さがございます。もし万が一強い雨が降って流れた場合には、地表を走ることになります。そのときにどういう走り方をするかということになると、海まで水は流れていくことになりましてけれども、海に至るまでの一番標高が高いところが、先ほど言いましたように標高で2メートル50から60ぐらい。そこまでクリアすれば基本的にはかぶらないということになります。そこまで深刻な状況に至らないためにどう排水するかというのが、先ほど来説明している高橋雨水幹線であったり六貫田雨水幹線であったり、暫定的にある庚田排水路ということになるわけでございます。それらが全部解決しできないのかということになったら、下流域の開発は、市街地整備は一切できないということにつながってまいりますので、大丈夫かどうかという念押しはされても、それは想定外の雨が降れば心配でございますけれども、そういった中でも最善の策を講じて進めているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。ここで、他にも……。

○10番（藤原益栄議員）

済みません。一つだけ話させてもらって休憩に入って……

○議長（石橋源一）

休憩という声が大ですから、ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時。

午後 0 時 02 分 休憩

---

午後 0 時 58 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、若干 1 時前でございますけれども、再開をいたします。

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

水害の問題は大分長くやっているのですが、これで終わりにしますけれども、いずれにしてもさっきの質疑で何が明らかになったかということ、砂押川の水位の関係で南宮方面に降った雨が工業団地予定地の方に流れていくということがあり得るんだと。だから、南宮排水区の雨水整備が必要ではないかという質問に対して、建設部長は工業団地は 4 メートルの地盤の高さにするから大丈夫だというお話がありました。確かにそうすれば工業団地の水害は避けることができるかもしれませんが、しかし、今度は高橋の市街地の皆さんがそれで納得するかどうか。八幡小学校の周辺の皆さんがそういうことで納得するかどうか。今度は新たな問題が出てきます。いずれにしても、この水害対策との関係で本当に工業団地造成が大丈夫なのかということについては、私はいずれ未解決の問題だということをおきたいと思えます。

それから、先ほど副市長から答弁がありましたけれども、私は何を言っているか、全然理解できませんでした。私が言ったのは、八幡雨水幹線というのは、いわゆる臨海鉄道から東側の八幡雨水排水区だけを想定して毎秒 18 トンのポンプ場をつくったと。そして、かつては多賀城西部地域に降った雨がみんな八幡、桜木に流れてきていたんだけれども、それを遮断したために現在八幡、桜木は守られているんだということを言ったんですよ。だから、そういう措置を、雨水排水対策というのはそういうものだから、ここの区域の雨はここから流す、ここの雨はここから流すというそういうものだから、實際上、幾ら六貫田雨水幹線を整備しても、南宮に降った雨がどんどん流れてくるようでは安全とは言えないでしょうということを指摘したのだということを、よく理解をしていただきたいと思います。

その上で幾つか、水害以外のことで若干質問しておきたいと思えます。

説明会でも指摘したんですが、基本計画のところでも 35 ページに、治水対策の推進で、指標名に「大雨が降っても安心できるまちだと思える市民の割合」ということを指標にしているんですが、治水対策の指標というのは、安全だと思わないかという問題ではなくて、もっと客観的なものではないかという指摘をした記憶があるんですが、私は何でこういう指標名になってしまうのかというのはわからないんですけども、ちょっと再度説明していただけますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

客観的な指標としましては、これの上の方に、下水道雨水面的整備率ということで客観的な指標を採用しておりますので、これで判断できるかなと思います。

それから、先ほどの藤原議員の雨水対策のまとめの関係で、一言補足的に説明したいと思うんですけども、工業団地の造成の高さ4メートルというのは、それは私が決める話ではなくて、仮に4メートルになったらということでございます。

それから、高橋の市街地についての高さが3.2メートルから4メートルということで、それほど違いがある高さではなくて、私が特に言いたかったのは、国道45号線の高さが約3メートルだということで、高橋の市街地よりも、造成面よりも国道の方が低いということ表現したかったわけでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

そんなこと言うけれども、仙石線の高さと臨海鉄道の高さはもっと高いですよ。あそこがなぜ深刻かという、仙石線と臨海鉄道に囲まれているから深刻なんですよ。国道の高さが問題じゃないんですよ。私はそう思っているんだけど。

それから、57ページなんですけれども、56、57ページ、施策の現状と課題があって基本事業名と指標名とか出ていますよね。それで、私は何でこういうふうになってしまうのかというのはよくわからないんだけど、例えば56ページの留守家庭児童学級のところで三つ目のところで、「留守家庭児童学級の過密化の解消を図っていくことが重要です」とみずから認めているわけね。ここで、みずから課題だと言っているわけ。ところが、右側のところに過密化の解消とかというのは一切出てこないわけ。出てくるのは、学童保育の待機者数ゼロ、現状値ゼロ、前期目標値ゼロと。自分たちが学童保育の過密化が課題だよと言っておきながら、右側のところにそれが出てこないというのはどういうことなんだろうなと。これは何か変だなと私は思うんですよ。

それから、70ページ、そこでも同じなんですけれども、左下のところに「図書館の収蔵能力不足の解消や」ということで、図書館の書庫の拡張が必要だと、図書館の収蔵能力不足が問題なんだというふうに自分たちが課題として挙げているわけ。だけれども、右側のところには全然そういうのが出てこないわけ。そういう計画は一体あるのだろうか。ちょっとこれは、やはり計画というのは現状分析があって課題があって目標があって手だてがあるものではないかと。だけれども、課題と目標、手だてが全然合致していないところがあるからこちらに見えるなと私は思っているんですけども、それについてはいかがですか。

○議長（石橋源一）

初めの質問については、保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほどの留守家庭児童学級の関係につきましては、過去の議会の中でも大分いろいろとやりとりがあった事案でございます。最初に申し上げてきたことは、待機を出さないということ、まず当面の目標としますというふうな話にしてきたはずでございます。ですから、当面の目標としては、そういった指標を出して従前のおり待機のない状況をしかりとつくっていくというふうなことにしております。その次の課題に掲げたことについての指標がないんじゃないかというふうな御指摘については、確かにここではなかったわけ

ですけれども、これにつきましても、ここの中にありますように、次の課題として環境の改善を逐次図っていくというふうな形にしておるところでございます。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、図書館の関係について御説明をさせていただきます。

これは一般質問の方でも回答させていただくようになるかと思っておりますが、図書館の収蔵庫の不足しつつある現状につきましては、我々も十分認識をしているところでございます。今回の第五次総のそもそもの考え方につきましては、図書館とかというふうな具体的な施設の、例えば利用とかについての是非がその総合計画の目的ではなくて、あくまでも市民全体で、例えば生涯学習施設の利用の促進であるとかというふうな、もっと大きなマクロ的な見方を第五次総合計画では掲載をさせていただいておりますので、個別計画または年次計画、そういったものの中で種々検討していきたいというふうな考えているところでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

要するに、解決に向けて頑張りますということだよ。二人ともね。今の答弁はね。それはそれで歓迎しますよ、そういう答弁はね。ただ、基本計画という一つの完結された文書として、自分たちが課題として挙げていたものを解決するところに書かないというのは、私は一つの文書体系のあり方としては非常にわかりづらくさせているのではないかと。皆さんはわかりやすいと言うけれども、私はどうもわかりづらいですね。そう思っていました。だから、こういう記述の仕方がいいのかどうかというのは、次はもう10年後……じゃないな、5年後ですか。もう一回、後期のときにつくるんでね。だから、私は、このスタイルがいいのかどうかということは十分検討していただきたいというふうに思います。

最後に、市長にもう一度伺いますが、私は、スローガンというのかフレーズというのかよくわからないんだけど、「あなたの笑顔が多賀城をすてきにする」というこの将来都市像について、これは将来都市像ではないと。「あなたの笑顔が多賀城をすてきにする」というのは、これは将来都市像ではないとずっと言ってきました。ところが、皆さんは全然直す気がない。それから、資料1の21ページ、「あなたの笑顔が多賀城をすてきにする」の解説で、「だれもが笑顔に暮らせるまち 市民主役のまちづくり」と書いています。だから、下の解説をそのとおりにスローガンにするんだったら、「子育て・暮らし応援で笑顔あふれる多賀城」とかという方がよっぽどわかりやすい。「あなたの笑顔が多賀城をすてきにする」というのが、なぜ都市像なのかというのはよくわからないんだけど、「詩」を大切に作る市長としてはどういうふうな御判断ですか。このスローガン、フレーズは。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、私は都市像としては非常にいいフレーズではないかなというふうに思っております。というのは、やはり笑顔があふれるまちということでもって、明るいまちづくりという視点からも、「あなたの笑顔が多賀城をすてきにする」というのは、やはり合い言葉的で非常にいいというふうに私は思っております。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

25 ページの政策 2.「元気ですこやかに暮らせるまち」のところで、前回説明会のときにもお聞きしたんですけれども、説明会資料の 60 ページ、それから 62 ページ、施策の成果指標を書けないというところの行政としての心のありようが問題ではないのかという聞いたような気がするんです。それで、それは事務事業で何とかしていきたいというふうな返事があったかと思うんですが、そういう部分では、大した期間はないんですけれども、その後の検討はどうなりましたでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

今回の総合計画の大きな特徴は、できるだけ施策の成果を指標化をして、客観的にその進展を把握できるようにしようということでした。職員の中で、今回の 2 の 5 の障害者福祉の推進の部分につきましては、施策の目指す姿というものを、障害者あるいは障害児がその適性や能力に応じて安心して暮らしていますということにしております。そういった社会を目指していこうと、そういった状況をつくっていきましょう。そのために、右側に掲げてある事業、施策に取り組んでいこうということになります。ですから、そこで最終的な姿としては、ここで掲げております目指す姿に近づいていこうと。それを具体的に指標化するということについて、やはりいろいろ担当含めて考えてまいりました。

この間の説明会の時点までは、それらが結果として出せなかったということなんです、いま一度現場に対しては、もうちょっと考えてみようということで、実は、障害者一人一人の目標とするところが違うわけなんです。例えば、適正能力に応じてといった場合に、一人一人に指標を置いてやると。その人たちがどう感じているのか、あるいはどう満足していただいているのかというふうなことが、その把握の指標になってくるんだろうと思います。ただ、なかなかお一人お一人そういったレベルが違うという問題と、あるいはそういった部分がなかなかおこたえできないというふうな状況もございます。あるいは、障害を持っている方々の特性ということになりますけれども。

ですから、要するに、直接そういった方々の状況あるいは状態をお聞きするというふうな形ではなくて、もうちょっと周りに、例えば保護者であるとか、あるいは皆さんを支えている団体であるとか、そういった方々から今の現状についてどのような形でとらえているのか、そういうふうな部分もある意味指標化できれば、もしかしたら施策の成果をあらわす一つの指標になっていくのではないかなというふうに思っていますので、なかなかそれをどういった形で把握するかというふうな部分が非常に難しく、そういったデータをとらえる方法、手段についてちょっと現場の方では悩んでいると、そのような状況でございます。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

出された最終的な五次総は、すべての市民の目にとまるわけですね。そういうときに、本当にみんなすべての人たちが、自分がこの市の主人公であるというふうな思いで暮らしていけるという文章を、少なくともこの5年間の分は出していかなきゃいけないというふうに思うんです。今、部長が、そういうふうに障害の程度も本当に多様だし、その人たちのニーズも多様だと。調査できる項目も多様だけれども、しかしやってみたくて思っているんだよね、というふうに理解したんですけれども、それでいいんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ですから、この計画をつくる際に、市民全体に対してアンケート調査したような形では、なかなか本当の部分についてはつかめないだろうと。ですから、ある程度範囲を狭めて、あるいはその周りの方々、これは方法はいろいろあるかと思うんですけれども、そういった工夫をして、今現実どういうふうな状況でおられるのかというふうな状態を、これはこの数字がどうのこうのというふうな話に多分ならないんじゃないかというふうに、ちょっと危惧はしております。というのは、目標をどこに定めていけばいいのかというふうな部分について非常に難しい問題だと思えます。ですから、ある意味、そういった定性的な情報として把握するというふうなことについては、もしかしたら可能かと思えますので、その辺については研究していきたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

研究していきたいということでした。それは研究しないよりはした方がよっぽどいいわけで、よくニーズがつかめて、それでこれからの計画がより具体的に立てられてくるところに結びつけばいいのかなというふうに思うんですけれども、その際に、国の制度に基づいて推進していくものが多いというところが、60ページにも62ページにもあるんですけれども、前回の説明会のときにも言いましたが、国の制度をそのままなぞるだけではなくて、多賀城市自体の福祉制度、障害者の福祉あるいは高齢者の福祉制度に対してどうやってサービスを強めていったらいいのか、どのニーズにこたえていったらいいのかというあたりを、こういうふうに書いてあったから、私は市の福祉に対する行政の心を疑ったわけですが、そういうことではなくて、そこにこたえるためのどのような苦勞をしていくかと、国のお金はこれしか出ないけれども、しかし多賀城市は頑張っているくらいまでやるよというふうなところを、やはりきちんと明示していくべきだというふうに思うんです。皆さんの目にとまることを考えれば、目にとまることを考えて明示していくことは、それを実行していかなければならないというきちんとした皆さん方に対する、あるいは議会に対する戒めでもあるというふうに思うので、ぜひその辺のところをしっかりと皆さんの目にとまって恥ずかしくないような、行政の心が、あるいは多賀城の市政がきちんとその気持ちに反映できるようになっているような思いが伝わるようなものに、ぜひしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。どなたでもいいですから、返事ください。

○議長（石橋源一）

答弁求めますか。（「はい」の声あり）保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

今のお言葉を素直に受けとめると、多賀城市の障害福祉が非常におくれているような印象にちょっととらえられてしまったんですが、決してそうではなくて、障害者福祉制度の大きな枠組みについては法律の中でやはり規定がされるというふうなことがございます。ただ、多賀城市の障害者福祉については、皆様御承知のとおり、太陽の家を一つの象徴とするように、非常に障害児の対策に対しては先進的な取り組みをこれまでもやってきたということがございます。ですから、決してそういったところでおくれがあるということでもございませんし、今後、障害児、障害者の施策について何も国のとおりそれをなぞるよというふうな形では決してございませんので、ですから、それらを客観的にあらわすための指標についても、それらが皆さんのところにわかるように、なるべく指標化できるように考えていきたいということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

部長が言うと、私、すぐ反論する……多賀城市がおくれているなんて言っていない。部長はそういうふうにとらえたかもしれないけれども、私は福祉部の職員の皆さん、一生懸命頑張っているというふうに思います。そういうところで、現状からさらに発展させるためのという意味で、皆さん方もそういう思いでつくっているというふうに思いますし、私もそういう思いで聞いているんです。ですから、そのところを訂正して終わります。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

まず、総合計画の中で、この総合計画を実施していくに当たってのフレームが記載されておりません。説明では、第四次総合計画について大分よくないような出来ですが、第四次総合計画では、総合計画の構成と期間ということで、明らかに第2章でうたっております。なぜ今回はそのことをうたわなかったのか。それが1点。第四次総合計画の内容は持ってきていると思いますので、あえて私は何ページとは言いません。それについての感想をお聞かせ願いたい。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

第四次総合計画の第2章ということでよろしいですか。第2章の方は、総合計画の四次総の場合基本的事項ということで、第1節に総合計画の役割と総合計画の構成と期間というものが記載されてございました。

これにつきましては、第五次総合計画では、8月27日に皆さんの方に説明をさせていただきました序論の中に、総合計画の趣旨であるとか、それから8ページの方になりますけれども、総合計画の構成と期間ということで、これは序論の中で述べてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

では、お聞きしますが、いつかな、2年かな、3年ぐらい前かな。実施計画は出さないようになりましたよね。予算審議のときに。それなのに、また実施計画を出すということは、何らかの反省があってそういう計画にしたのか、お聞きします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

3年前から実施計画を出さなくなったというふうなとらえ方は、実は私どもではしておりませんので、事務事業評価を平成19年度から実施いたしまして、その事務事業評価の中で、この事業が実施計画相当の事業でございますというふうな表記をさせていただいて、事務事業評価の中で実施計画の部分を議員の皆様方にはおわかりいただけるような出し方をさせていただきました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

では、この五次総は今のようなままでやっていくと。実施計画は、室長が答弁したような内容でやっていくんだという内容ですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

実施計画の出し方につきましては、先ほども申し上げた事務事業評価のレベルの中で今までは出しておったわけですが、今後はこの出し方については、まだ具体的にどういうふうな出し方にするのかというのは決めてございませんが、もうちょっと明らかになるような出し方の方がいいのかなというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

私は少なくとも総合計画をここで決めなきゃいけない。これを具現するにはどうしていくのかということも考えていかなければ、私は判断に困るのではないかと思います。あなたの言うのは、これからだ、これからだ。今のやつはどういう基準で我々はやればいいのか

すか。どういう基準で、この総合計画を実施するに当たってどういう基準で、我々は判断、私は思うに判断して賛否を決めればよろしいんですか。そのフレームがわからなかったら、決めようがないんじゃないですか。いかがですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今回そのために、基本計画、この部分もお出しいたしました。あと、その下に連なる実施計画に関しましては、毎年毎年予算を計上する段階においてローリングしてまいりますので、その予算計上時の段階で皆さんの方にお出ししたいというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、今までどおり、以前やっておった四次総合計画、当初やっておったものに戻すという理解でよろしいんですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今おっしゃられたような部分を基本として、すっかり同じかどうかというのは別として、大体それに近いような形で考えてみたいと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そういう濁したこと言わないでよ。実施してきたんだから。そして、一時 19 年で変えたんだから。あんたたちはね。その反省に立ってもう一回戻すという話でしょう。変わっているんだ、政策が。あなたたちのやろうとする策が。いいんですね。確認しておきますよ。以前のように戻すんですね。それでよろしいですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

実施計画の方が見えないと、なかなか判断がつかないということでございますので、実施計画の方はきちんとお出しをしたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

では、19 年度からやってきたことはちょっとわかりにくかったという反省の上に立って、もう一回もとに戻していこうというふうに考えたということで受けとめておきたいと思います。

それから、五次総作成に当たって、まち懇を重視した、アンケートを重視した、一生懸命皆さん方は説明会のときにおっしゃっていました。その上で今回の五次総をつくり上げたという理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今議員がおっしゃられたとおり、市民協働というふうな観点で、まち懇、それからアンケート調査等を実施しながら、今回この五次総をつくってまいりました。最終的には、庁内の中でそれらを十二分に踏まえたことで、結果を今回五次総の方に反映させているというふうなところでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今回が特色あるものであったかもしれませんが、四次総の中でもそれをやられているというのは事実です。であれば、四次総も市民の声を聞いてつくり上げてやってきたというふうに評価すべきであって、あなた、説明のときは、四次総については余り市民の声は聞いていないような発言が多く取り上げられたんですが、そういうことについては、あなた、反省しておりますか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

私は第三次、第四次総合計画、両方とも関係しております。三次も四次も、市民懇談会とはちょっと違いまして、地区懇談会ということで、やはり市民の声を地区ごとに分けながら十二分に吸い上げてやってまいりました。したがいまして、私は四次総、三次総、否定するものでもございませんし、ただやり方を今回変えてきたというようなことで説明をしていたつもりでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、そうであれば五次総に限らず、今までの総合計画は市民の声を十二分に反映しながらつくり上げてきたというふうに私は思うんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

市民の声を十二分とまでいったかどうかというのは別として、市民の声をそれなりに聞き入れながら四次総はつくり上げてきたというふうに思っております。ただ、違うのは、四次総までは総合計画をつくった段階で市民の関係と行政の関係が切れてしまったと。それで、五次総については、今回参加していただいた方々にこれからいろいろな面につき合いをいただくようなシステムに変えていったところが大きな違いかなというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

それは今までのまち懇談会だとかいろいろな機関を活用する工夫をしなかったと。その反省に立って五次総はやるんだということではないですか。なぜ、その辺は、あんた、きちんと説明しないんですか。少なくとも四次総も三次総もそうやってきたけれども、その後のフォローが足りなかったと。だから、五次総においてはそういうことがないようにしていきたいんだという思いでやっているんだと、なぜ説明しないんですか。あんたは、説明会では1回も四次総にそういう説明をしておりませんよ。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

私としてはそういうふうな説明をしたつもりでございますが、その辺が説明が足りなかったとすれば、まことに申しわけないと思っておりますが、そういう思いでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

それから、四次総においては、第三次総の反省を記載しております。今回の五次総作成に当たって、説明会では四次総の反省、課題が我々に説明されましたが、この総合計画なり基本計画なりの中で、そういうものをどのような関係でつくって書類として残していこうとしているのか。その辺についてお伺いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

これにつきましては、基本計画の施策の現状と課題という部分で、この課題の中にそういったものを盛り込んでいるというふうなところでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

そうしますと、四次総の課題については基本計画の中で明記していくということのとりえでよろしいですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

現段階ではそのように考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

四次総と五次総の政策の違いは、どこにありますか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

政策の違いとしては、余り大きく変わっていないというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

変わっていないですね。大きな変わりはないですね。変わりが無いのに、なぜキャッチフレーズが変わったんですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

政策の中ではそんな大きな変わりはありませんでしたけれども、施策の中で、新たに子供たちの学校教育の中で地域の方々と一緒にやっていきましょう、そういうような施策の分野で新たにふえているものであるとかそういうものがございます。そういった意味でキャッチフレーズの方も、今回まち懇を通しながら、市民の方々の意見をお聞きして、さらに庁内の職員の意見等を吸い上げて、今回このような将来都市像ができ上がったというふうに理解してございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、キャッチフレーズ、都市像を目指す関係は、政策に付随していくものだと思っております。名前だけ変えたから、中身は一緒だというものではないと思う。少なくとも政策が相当の変革があって、そして、その施策に基づいてキャッチフレーズが生まれるものだというふうに私は思っております。そういう意味では、第三次総と第四次総は幾らも政策の違いはございませんでしたから、「活力とふれあいのあるまち「史都 多賀城」」ということで2回とも踏襲してきた。あなたが、今政策の違いがないというのであれば、少なくとも「活力とふれあいのあるまち「史都 多賀城」」でもよかったのではないかというふうに私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

政策の形上は大きな違いはございませんけれども、中身的に市民とともにつくるという部分に大きくかじを切っております。したがって、今回は将来都市像といたしましては、まず、「史都 多賀城」という部分は、そういった部分では引き続いて今回メインフレーズの中に残しておりますけれども、一番大きな違いは、「未来を育むまち「史都 多賀城」」「支え合い 学び合い 育ち合い」ということで、市民とともにまちづくりをしていくんだということに、大きく今回四次総との違いという部分で、このキャッチフレーズの方に反映されているものと考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

かみ合わないな。私は、キャッチフレーズ、求める都市像は、政策があって、その上上がるものだと思います。書き方は違うけれども、ほとんど同じですよ。私は全部持ってきて合わせてみましたよ。であれば、キャッチフレーズをそう変えなくてもいいと思うですよ。ただ、サブは多少は変えた方がいいと思うんですけれども、メインスローガンはそれでいいんじゃないかと思ったんですよ。あなたの説明を聞いていると、全然理解できない。

なぜかという、これを変えることによって、多賀城の市の入り口の看板から何から全部かえなきゃいけない。すぐ財政がない、ない、ないと騒いでいたくせに、なぜそんなものに財政を費やさなきゃいけないのか。政策ががらりと変わったならわかります。変わらない政策であれば、少なくとも経費節減、効率的な財政活用からいっても、私はメインスローガンはそのままでもよかったのではないかと思うんですけれども、あなたは財政も担当しますから、どう思いますか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

内部におきまして、そういった議論は当然ございました。そういったこともありまして、先ほど来申し上げているとおり、ただこれからのまちづくりというのは、行政が主導的にやっていくまちづくりではもうもたないだろうということで、市民とともに一緒にまちづくりをしていきたいと思いますということでございますので、そういう意味で今回将来都市像をこのように変えている。

あと、この「史都 多賀城」に関しましても、いろいろ内部の方で議論がありました。まち懇の中でも「史都 多賀城」でいいのかというふうな検討もありましたけれども、先ほど来、竹谷議員の方からも心配の点ということで財政的な部分であるとかというふうな話もされましたけれども、今まで20年来「史都 多賀城」ということでやってきたこともありまして、やはり多賀城市の一つの大きな特徴である歴史を活用したまちづくりという部分、このあたりを「史都 多賀城」ということで残したということで、できるだけ財政的にもいろんな看板であるとか何かのかけかえというのは、それは一つはあるんでしょうけれども、それ以上に、これからまちづくりをどのようにしていくのかということで、明確に市民とともに歩いていくんだということで、今回将来都市像を変えさせていただきたいということでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

では、なぜ21ページにその文言を入れないんですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

こここのところに、サブフレーズのところに、「支え合い 学び合い 育ち合い」というところに、「個人、家庭、町内会、市民活動団体、企業、学校、行政など、まちや地域を構成する多様な主体が、地域でお互いに支え合い、互いに学び合い、互いに力を合わせて成長し合えるまち」ということで、こここのところに明確に書いてあると考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

私は、サブスローガンは変わってもいいけれども、本スローガンは変わらなくていいんじゃないかと言っているんですよ。あなたが主張するように、メインフレーズがそれでいくのであれば、フレーズの中の理由の一つにそれを入れなければいけないんじゃないですかと聞いているんですよ。この「支え合い 学び合い 育ち合い」は、「活力とふれあいのあるまち「史都 多賀城」」だって同じじゃないですか。違うんですか。なぜそういう小細工をするのかな。もうちょっと素直に答弁したらいいんじゃないですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

これにつきましては、市民の方々と一緒に総合計画というのをつくっていきましょうという前提の中で進めたまちづくり懇談会、そういったさまざまな議論の中で、キーワードとして出てきたこれらの言葉でございます。これらに関しましては、庁内におきましても、なるほどそのとおりだということで、今回このように使わせていただいているのでありまして、小細工を弄しているとかというそういうものではないことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

だから、説明になぜそれを入れないんですかと言ったの。その質問に対して、あんた、サブフレーズのことを言うから、私はそう言うんですよ。なぜ、そういうのをここに、メインスローガンに、少子高齢化、人口の減少なんていうよりも、今回のつくったフレーズはこういうことでつくり上げたんだということを、なぜここにポーンとうたわないんですか。私の言っていることは違うかな。いかがですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

この将来都市像はメインフレーズとサブフレーズの二つで構成されておりますから、サブフレーズの中でその辺のことを言っておりますので、ダブらないということで、このような書き方にしてあるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

まあ、なんぼ言ってもかみ合わないからね。これ以上話してもね。そういうものじゃないだろうと言うの。この目標を変えるということは、これこれこういう理由で変えるんだということは、やはりきちんと明確にすべきですよ。サブに書いているからそれでいいというのは、メインがあるからサブがあるんですよ。違いますか。サブがあるからメインがあるんですか。メインがあるからサブがあるんじゃないですか。私は長年スローガンを書いてきましたから、メインスローガンがあってサブスローガンですよ。メインスローガンは、何のためにこういうスローガンにしたのかということをごきちんと明快にしておくことが大事だと思うんですよ。私に質問されて初めて、いや、こうだああだと言っているけれども、そういう視点ならなぜここに記載しないんですかと言っているんですよ。記載した方がいいんじゃないですか。あなたが今言ったことを。いかがですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

何度も同じことの繰り返しになりますけれども、この将来都市像に関しましては、メインフレーズとサブフレーズ、この二つで一体の将来都市像でございますので、今竹谷議員が

おっしゃるとおり、メインフレーズがあってサブフレーズがある、そのとおりだと思います。ただ、その中できちんとこの部分を説明して、全体的に説明をして記載をしているということで、御理解をいただきたいということでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

指摘しておきます。説明されておられません。残念ながら。これ、市民に何も言わないでポーンと出した。ああ、少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化する云々だから、「未来に育む 史都 多賀城」になったんだと、こう思いますよ。素直に考えてみたら、そう思いませんか。だから、あなたが一生懸命言ったように、まち懇開いたりいろんなことをやってきたと。そういう中の意見を聞いたら、多賀城の将来はこういうふうに向向づけすべきだという意見が多数あったということで、今回こういうぐあいにしていくんだという、何でそういう一句を入れないんですか。入れちゃまずいんですか。そして、サブフレーズはこうですよ。これを受けてこうやりますよと。

「あなたの笑顔が多賀城をすてきにする」なんて、私も藤原議員と同じように、これですてきになるなら大したものだと思うんですけども、それはこれ以上言いませんけれども。それよりも、「あなたのあいさつが多賀城をよくする」なんじゃないですか。笑顔が、あいさつもできないのが、何で笑顔になるんですか。私は逆にそこだけは問題提起しておきます。あいさつも満足にできないのに、何であなたは笑顔になるんですか。ここは、藤原議員の言うことはよくわかるので、それが大事じゃないですか。

だから、私の言うこと、もうちょっと、きょう、総合計画、これはやるんでしょうけれども、計画のあれはそれなりに理解は示しますけれども、少なくともここは製本する段階でもう一回考えてはいかがかかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

ただいまの御意見、内部の方に持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

これも意見になるかもわかりません。農業ゾーン。24ページ。

この中で、道の駅の問題が出ていましたよね。具体的なもので。観光、道の駅が出ていたよね。（「所信表明」の声あり）所信表明で道の駅が出ていた。それと同時に、ここにインターチェンジのところですよ。ここに農業ゾーンで決めてしまっているんですか。ここにインターチェンジが出れば、少なくともこの周辺は産業が発達してくる可能性があるんじゃないですか。少なくともインターチェンジが開通すれば、道の駅の問題もある。ここは高速道路に近いということで、一部工業が、倉庫とかそういう流通部門が来る可能性があるんじゃないですか。そういうふうには私は思っているんですけども。これをボー

ンと農業ゾーンに、例えば農業ゾーン、兼農業に係る云々とか何かの形にしておいた方が、多賀城の10年の計画の中では正しいやり方ではないのかなと、土地利用から見て、そう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今回のこの農業ゾーンのところの左上のところに、交通結節点活用ゾーンという点々の丸で囲まれているところがございます。ここが今竹谷議員の方から御指摘のあったインターチェンジとの絡みのところになります。これにつきましては、現在、南宮の裏のところになるのでしょうか、ここのところは農業ゾーンということで、今後も活用をしていきたい。その中であってインターチェンジができた暁には、いろんな可能性があるとは思われます。その中で道の駅の構想であるとかそういったものをいろいろ考えてくることになるうとは思いますが、ここのところはそういった農振との絡みもありますので、農業のビニールハウスのいろんな部分の集約した形の中において、物販であるとか何かというふうなことのエリアとして考えたかどうかということで、このような表記の仕方をさせていただいております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

総合計画だからあとは申しませんが、基本計画では、少なくとも農業振興の大胆な発想で多賀城の10年計画はつくっていかなくちゃいけないのではないかというふうに私は思っております。そういう意味では、多賀城の産業をつくり上げてきた農業というものをどう構築していくのか。それと、観光との結びつけ。もう一つ、史跡の活用をどうしていくのか。総合計画ではただ箇条書きでありますけれども、これは先ほども出たように、具体論で示していかなければ、私は多賀城の第五次総合計画並びに基本計画は成り立っていないというふうに思いますけれども、その辺は、先ほども指摘ありましたけれども、基本計画で具体的に示しながら、事務事業としてしっかりと予算づけをしながら進めていくんだという覚悟の中で、五次総にこういう課題を載せてあると思うんですけれども、その決意は市長からお伺いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

竹谷議員おっしゃるとおり、恐らく今度は23年度の予算の中で具現化していくかということで、実施計画を盛り込んだそういう計画にしていきたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

最後をお願いをしておきますけれども、アンケートとかいろいろとってまいりました。いろんなものを作ってまいりました。11月27日の説明でも、まち懇の意見とかいろいろ出ていました。これらの意見を十二分に反映できる実施計画、基本計画をつくっていただきたい。そうでなければ、せっかく五次総で生まれようとしている市民の活動家が継続していかなくなる。これを反映することによって、今生まれようとしている市民活動の組織がより活発になっていくのではないかというふうに思いますので、十二分にその辺を配慮したやり方をつくっていただきたいということを一つだけ要望しておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

ほかに質疑はありませんか。3番深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

前回の説明会のときに、施策の1の5「交通環境の充実」というところで、実は施策別方向性の部分では、ある程度の成果向上という部分で入っているんですが、これ、積極的に成果向上を目指す施策分の方に置くべきではないかというお話をさせていただきました。それと同時に確認させていただきたいんですが、先ほど竹谷議員から出ました多賀城インターチェンジについては、この交通環境の充実という施策の中に入るのか。もしここでなければ、どこに入るものなのか教えてください。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

インターチェンジにつきましては、交通結節点ということになりますので、施策の1の5、こここのところで事務事業レベルの中で推進をしていくべきものと考えてございます。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

であれば、これもやっぱり積極的に成果向上を目指す施策の部分に入れるべきことなのかなというふうに、改めて思うわけなんですけれども、先ほどからこの五次総の検証、アンケートをとって市民の方々の声を反映させて、その満足度を現状値から目標値に反映させていくということなんです。既に多賀城インターチェンジについては市民の方々が、何名でしたか、大勢の方が集まってあのようにもう声が上がっていて、そのものもやってほしいという、現状では、ないからゼロなんでしょうけれども、ゼロを100にするために、あのよう市民の方々が声を大にして上げているものなので、やはり積極的に成果向上を目指すところに入れるべき課題なのかなと。それで、この1の5の中で、道路の整備、道路の維持管理、公共交通の充実とはまたちょっと違う部分なのかなとは思いますが、独自にインターチェンジということの位置づけで、多賀城市として今推進していかないと、期日的にも本当に平成26年が山だろうというときに、もう今22年で、これが23年度からですと3年しかないわけで、やはりそれまでの着工という部分を目指すときには、積極的な姿勢で多賀城市が臨んでいかないと難しいのかなというふうに思うので、インターチェンジという部分は五次総のいただいた計画の中に明記がないので、やはりそういった部分は必ず明記して、せっかく市民の方がああいうふうに盛り上がってやっているところを、市がそれこそ市民の思いを酌んでいるのか酌んでいないのかという部分にもなりか

ねないので、やはりその部分を入れるべきかなというふうに思います。ですので、ぜひ今御回答をお願いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

（発言削除のため 10 文字削除）・・・・・・・・・・。実は、前回、この点につきまして竹谷議員の方からも御指摘がございました。この施策の現状と課題の中に、インターチェンジの問題が課題として残っているのではないかということで、ここの記載の中に、このインターチェンジの抱える問題点というのを、この施策の現状と課題の中にきちんと入れ込もうというふうなことで考えてございます。それで今、基本計画の中でいろんな現状値なり、それからこの辺の指標につきましていろいろ御意見をちょうだいしておりますので、その中で見直すべき点であるとか、中での最重要な見直しをかけなければならないものというふうに認識をしております。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

では、あと、そのようにお願いします。

あと、僕、五次総が上程されてからずっと見ていたんですけれども、やはりいろんな議員さん方がおっしゃるように、ちょっとぼやっとしていて、何か「未来を育む 「史都 多賀城」」というものがあって、目標としての数値があって、その手法の部分についてはこれからだということなんですけれども、その手法を使う中ではやはり財源的なものというものもあるのかなというふうに考えるときに、22 ページの人口の推移と推計という部分で、平成 20 年から平成 32 年のときに、生産人口が 3,000 人ぐらい変わるわけですよ。そうなったときに、やはり税収的な部分というのも大分変わってくるわけじゃないですか。ちょっとまた飛びますが、説明会のときの 16 ページの歳入歳出決算額などの推移というところで、平成 12 年には歳入が 203 億、平成 20 年には 181 億ということは約 20 億くらい変わるわけですよ。となつたときに、この五次総で 1 章から将来都市像からずっと書いてあるものというのは、これは多賀城市としてやって当たり前のことなのかな、行政としてはやって当たり前ののかなというときに、やる優先順位もここである程度つけているのはわかるんですけれども、その裏づけとなるような財源というものもやはりある程度示せないのかなと。それに向かってこれだけ確保しなきゃいけないから、企業誘致しなきゃいけないんだとか、農業生産のやつも、結局売り上げを上げるためにはこうしていかなくちゃいけないんだ。そのための施策としてこうなんだというものをうたうためには、やはりある程度の財政のフレームみたいなものも出していただくと、やはりその目標に向かって、なっていないだったら、こうこうこうした方がいいという我々の意見も出るでしょうし、また、市民の方々からも、だったらここをこう協力しなきゃだめかなとかという部分が出ると思うので、もうちょっと、理念で文章でいいんですけれども、もう少し数字を、額を出してもらおうと、じゃあみんな協力しようという、そこにたどり着くためにというところが見えるので。ぼやっとしているところは何でも解釈できるんですよ。こういう都市像で、「支え合い 学び合い 育ち合い」。だから、このぼやっとしたのもうちょっと型をつくってあげる何か、そうですね、財政が見えるともう少しあれかなと思うので、それは意見として御回答をお願いします。

○議長（石橋源一）

答弁求めますか。（「はい」の声あり）市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

（発言削除のため10文字削除）・・・・・・・・・・。やはり審議会の方からも、絵に描いたもちにならないように、きちんと今後の財政推計的なものを出すべきではないかという御意見をちょうだいしておりました。内部の方でもいろいろ検討していたんですが、御指摘のとおり、生産人口が減ってまいりますと市税収入はやはりだんだん減少になっていきます。その分収入の部分でどういうふうな見返りがあるかという、今度は逆に地方交付税の部分でその分は補てんされるような形にはなります。ただ、とはいっても100%補てんされるわけではございませんので、全体的にはしぼんでいく傾向にはならざるを得ません。そのあたりの推計をきちんと出して、このあたりの序論のところとその辺述べた方がいいのか、あるいは基本計画の中で施策優先度のところと一緒にその辺をうたい込んだ方がいいのか。その辺はちょっと内部の方で検討させていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）5番米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

私からは、この間進捗状況の説明に使われました内容で、68、69なんですけれども、学校教育充実というふうにあります。この中で、耐震など22年度ではもう施設等がほとんど終了しています。けれども、児童・生徒に対しても防災教育、いわゆるそういったものについて今どのようにされているのか、その内容について。耐震化施設等のが終了しただけでは、やはり児童・生徒のそういった防災教育もとても大事なことでないかなと思うんですが、それについて伺いたいと思います。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、防災教育というふうなことでございますが、これは学校単位でそういった取り組みを現在もしております。

それから、耐震改修は御存じのとおり今年度で、予算的には繰り越しというふうなことでございますが、今年度で完成するというふうなことでございますけれども、実際建物が倒れないという状況なんです。例えば、強化ガラスの入れかえであるとか、そういったのもまだ半数の学校しか終わっていないというふうなこともございますので、今般補正予算でも東豊中学校のガラスの強化ガラスへの入れかえということで予算計上させてそちらで御審議いただきますけれども、次年度以降も大規模改修であったり、それからそういった耐震のためのガラスの補強であったりというふうなことで、随時学校の方の施設管理については万全を期していきたいと、このように考えております。

○議長（石橋源一）

5番米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

そうですね。今宮城県では、宮城防災教育基本指針というのを定めていますよね。その中でも、やはり児童・生徒が災害の知識と発生時に適切な行動を身につけるということが一番大事なこととされています。そして、この防災教育というのは生涯教育ともされていますので、私自身は、こういった基本の中には入れておくべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。各学校でやっていることも大切かもしれませんが、これをやはり生涯教育としてもとても大事なことでないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

この第五次総の計画の進捗にあわせて、実は、教育委員会の方でも教育振興基本計画というふうなものを追従して、今各係長クラスで検討させていただいております。その中で、いろいろそういった方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（石橋源一）

質疑はございませんか。11 番戸津川議員。

○11 番（戸津川晴美議員）

では、私も68ページのところの学校教育の充実のところ、若干質問させていただきます。

その前に、こういうアンケートをとりながら地道な御努力をされてこういう立派な計画をつくられたということには、本当に敬意を表したいと思います。どんなにか御苦労され大変だったというふうに感じております。その中で、直接このことには関係なんですけれども、このもとになりましたまちづくり懇談会の際の職員の勤務の対応、職員はお仕事としてまちづくり懇談会をなさっているんだと思いますが、それは勤務として後で代がえがとれるのかなとかそういうことが心配です。それから、男女共同参画の推進のための市民のグループも立ち上げていると思うんですが、私も何度かそこに参加させていただいたんですが、夜に及ぶことが多くてとても勤務時間ではないところで、職員の方がそういう中で本当に一生懸命頑張って皆さんの意見を聞こうとなさっている姿勢に感服するんですけども、そういう職員のそういうときの勤務の対応はどうなっているのかなと、ちょっとそういうことが心配になるんですけども、それはどなたに聞けばいいんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

職員の勤務でございますけれども、今回、日中ではなくて夜間あるいは土日を、市民の方々が数多く出られるような時間帯ということで、そういう時間帯を設定しました。したがって、職員の場合は振りかえて対応するとか、なかなかそれが難しい場合には時間外で対応してきたといったところでございます。

○議長（石橋源一）

戸津川議員。

○11 番（戸津川晴美議員）

ありがとうございます。振りかえというのはわかりましたが、時間外対応というのは残業ということですか。ありがとうございます。

その中で、私も男女共同参画の中に参加させていただいてこういうことを言うのは大変失礼なんですけれども、趣旨が、市役所はどういう意図で、どういうことを目的にしてこの懇談会をやっているのかとか、そういうことがすごくわかりにくくて、私はそれをのみ込めなくてすごく苦労したんですけれども、まちづくり懇談会の中に参加していらっしやった市民の方の中にも、まち懇の意図というか、何を求めているのかがよくわからないと、自分の言いたいことを言うと、いや、そういうことをここでは審議することではないんだというふうに言われるし、一体何を求めているのかわからないんだというような、そういう声をお聞きしたことがあって、せっかく参加してくれようと思う人たちに対して、そういうのではちょっとあれかなと思いますので、これは要望ですけども、そういうことがないように、きちんとどういう目的でどういうふうなという説明はしてらっしゃるんだと思うんですけども、やはり市民の皆さんがわかるような説明をぜひお願いしたいというふうに、よろしく願いいたします。

そして、ここの 68 ページのところで、私がこの総合計画に対して全般に、皆さんもおっしゃったんですけども、やはり一番知りたいことがここには書かれていないというふうに、まず思いました。例えば、学校生活が楽しいと思うか、ごめんなさい、右側の方ですから 69 ページの方です。「教育の資質の向上」と書いてありまして、「教職員の教育力が高まるとともに、教育の質が向上しています」という目指す姿が書いてあって、そこに 86.2%、これが恐らく小学校のことだと思うんですが、それを 90%にしたいという目標が書かれてあるんですけども、やはり市民の皆さんも、それから教職員の皆さんも、どんな施策をするとそれが 90%になると思っているんだろうかというようなところが一番知りたいところだと思うのですが、それがこれから出てくるということで、この総合計画にはせっかく苦労されてつくられたにもかかわらず、本当に市民の皆さんのニーズにというか、市民の皆さんが知りたいと思うことがこの計画の中に入っているのかなということが、私は若干心配なところでございます。

そして、これは蛇足になりますけれども、私が一番これは出していいものだろうかちょっと心配になりましたのは、69 ページの 3 の 2 の 04 のところに不登校の問題が載っています。不登校の出現率は今 1.49%で、これを 1%にしたいという目標でございますが、1.49%というのは随分低い数字だなというふうに思ひまして、どんな調べ方をしたのかなというのもお聞きしたいところですけども、それよりも、私はその下書いてあります再登校率というところに、今は 12.2%であると。それを 60%にしたいというこの目標を見まして、ちょっと愕然としましたというか、不登校というものが持つ深さ、問題の複雑さ、そして微妙な問題を絡んでいて、先ほども何か障害者の問題についてはそういうことがあるので数字は出さないことにしたということがありましたけれども、私はむしろこういう数字を出しますと、例えば私に御相談に来る方の中には、今不登校していると、どうしても学校に早く戻らせたいと、どうしても親としては焦ってしまうわけでございます。不登校というのは御存じだと思いますけれども、ある一定の期間がなければその子供は立ち向かっていく力が充電できない大切な充電期間なわけでございます。不登校にはなるべくしてなっているわけですから、それまでもういっぱい悲しみや痛みやそういうものを感じながら、ついには不登校になってしまったというそういう状態です。ですから、もう大変長い時間がかかって復活するというのが、今世の中の常識ではないかと思うんですけども、そこにもって行って、こういう 60%という数字を示すことが、果たしてそういうお母さんたちに対して、早く学校に戻しなさいよ、そうしないとだめですよというようなプレッシャーになりはしないかというふうに、私はこの数字を見てちょっと感じる

ところでは、ここは研究していただきたいところですが、私がすべての不登校の問題を理解しているわけではございませんので、ここをどうしてくださいますかということは今申し上げられないんですけれども、不登校の問題についてはもっともっと慎重な表示の仕方をしていただきたいというふうに思います。それが1点、要望としてとらえてください。

それから、もう一点は、最初の68ページの結果なんです。学校生活が楽しいと思う児童割合というところに、88.4%という数字が出ていまして、本当にこうであればどんなにうれしいことかと私も思いますけれども、説明のところを見まして、やはりここもこういう数字を出すかどうかかなと思いましたが、この数字というのは、そこにも書いておりますように、学校に行きたいと思いませんか、勉強が楽しいと思いませんか、仲のよい友達がいまですか、の三つの設問について、そう思うよ、どちらかといえばそうかな、とこれはいろんなニュアンスがあると思うんですけれども、そういう子供たちの回答をここに88.4%と載せたんだと思うんですけれども、私はこの数字を出してそれに対して目標を出すということは、ある一定のいい面もあると思うんですけれども、こういう楽しいとかそういう微妙な問題に対して、この数字をポンと出して目標を出すということは果たしてどうなのかなという、これも私は確信はないんですけれども、非常にこれが学校や御父兄に及ぼす影響は大きいことを考えますと、やはりこのあたりも何かちょっともって考えていただいた方がいいのではないかなと。子供というのは本当に微妙でございまして、誘導するようなアンケートをとればそういうふうになってしまうし、そういうことで私はちょっとそういう懸念を持ちましたので、それを表明させていただきまして、特に御回答は結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

それでは、3点とも要望ということで受けとめてよろしいですね。（「はい」の声あり）1番柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

24ページ、用語の問題なんですけれども、24ページの(3)の交通結節点のところ「第六次産業」とあるんですが、第六次産業というのは、私、ちょっとパッと見たときわからなかったんですけれども、これは説明していただけますか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

これは、第一次産業、第二次産業、それから第三次産業、これらが一緒に、農商工連携というふうな言い方にもなるのかなと思いますが、それなりにそれぞれが連携しながらやっていくという部分で第六次産業というふうな使われ方がされてございます。

○議長（石橋源一）

1番柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

私も調べなければこの第六次産業というのはわからなかったわけでありまして、市民の方がこれを読んだ場合に、まだ第六次産業という言葉は一般的にはなっていないと私は思うんですけれども、そういう言葉を使うということでは、お年寄りの方が読んだ場合にこれは理解できないのではないかなという点は、1点指摘しておきたいとします。

それとあと、2の上のところに「土地利用のゾーニング」という言葉もありますけれども、このゾーニングというのも専門用語だと思うんです。一般的には使わない言葉で、私も調べたら、これは専門用語らしいです。あと、そのほかにもカタカナ言葉が何カ所かありまして、パートナーシップとかマネジメントとか、そういう言葉がわかりにくいとお年寄りが読んだ場合にわからないのではないかという、表現としてももっとわかりやすい表現をしたらいかがかという、これは意見としていっておきます。

○議長（石橋源一）

では、意見として当局に申し上げるということで受けとめてよろしいんですね。（「はい」の声あり）8番雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

26ページなんですが、生活環境の保全とか、あるいはまた学校教育の充実、その中で、具体的に申し上げますと、多賀城市役所の1階の玄関によく防災道具が展示してあります。この間もありましたが、折り畳み式ヘルメットというのが二、三年、一、二年前は、東京かどこかで自治体がそれを採用して、子供たちに絶えずかばんの中に入れて、そして持たせているというようなテレビをたしか見たと思うんですが、全国でそういう自治体があるのか。そしてまた、そういう災害時において対応できるような、すぐにヘルメットをかぶって、そのような計画の中に多賀城でもお持ちになっておられるかどうか、ちょっと具体的にお尋ねしたいんですが。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ちょっと実態としては私もよく理解していませんでしたので、その辺につきましては、戻ってから調べまして、今後その辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

ぜひ、できれば大量仕入れであればコストも下がると思うんですよね。非常にかばんの中にパッと入るものでありまして、あそこに展示してあるけれども、なかなかこれは五、六千円するもので手が出ないと思うんですよね。ぜひひとつ研究していただきたいと要望しておきます。お願いします。

○議長（石橋源一）

要望でよろしいんですね。（「はい」の声あり）18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

本当に確認のために発言をお許しいただきたいと思います。

市長公室長、あなたは特定の議員には「（発言削除のため5文字削除）・・・・・・」という言葉で回答されているようですが、果たしてそれはどういう趣旨によることなのか。私は、ずっとこの間最初に質問をしてから、ほかの議員が質問をされている、そしてその

受け答えを聞いておったんですけれども、特定の議員のときだけ二度も「（発言削除のため 10 文字削除）・・・・・・・・・・。それでは……」というお話をしておるんですが、さて、それはどういうお考えでそうされたのかをお聞きしたいと思います。

あと、それから、この際ですから聞いておきたいんですが、これはどなたにお答えいただくのかわかりませんが、当局側としてこの議会に出席をされる場合、勉強会といったらいんですけれども、回答のノウハウをどなたか教えて、新しくこの議会に出席する職員に対して、こういう答弁をというようなことを勉強会はやっておられるのか。その 2 点をお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

大変申しわけございません。意識的なことはありませんで、無意識的に発言していたと思います。以後、気をつけたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、今回の決算議会に臨むに当たって、新任の課長、それから新しくなった方々については、8 月 25 日の日に研修会をしまして、答弁の仕方もしくは説明の仕方、それらについて随分研修をさせていただきました。それで、できるだけわかりやすいような回答に努めるようにということでやってきております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

やはり誤解を受けるような答弁というのはいかがなものでしょうか。その辺は意識はされておらなかったと言うけれども、無意識ということは、人によって好き嫌いがあるのではないかと邪推されることにもなるやと思うので、その辺はお気をつけたいと思います。

それから、やはり新人の、新人とは失礼な話ですが、初めて議会に御出席なされる方というのは、私自身もそうでしたが、議会というのはいろいろと発言するにしてもお答えするに對してもなれないと大変でございますから、その辺はやはり当局側として研修会をやっているんだということをここで確認できたことはいろいろとありがたい限りでございます。しかしながら、人によって変わった答弁はなさらないように、ある程度統一的なお考えをより浸透していただきたいということを要望して発言を終わります。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今の昌浦議員の質問、公室長が無意識にという発言でしたので、やはり議会議事録に載りますので、その面については議長にお許しをいただいて、議会議事録から削除していただく要請をした方がよろしいのではないかとこのように思いますので、公室長の考えがあれば、どうぞ、お願いしたいとします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

お許しがいただけるのならば、そのようにお願いしたいとします。

○議長（石橋源一）

はい、そのように取り計らいます。

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいとします。これに御異議ありませんか。藤原議員。（「討論」の声あり）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

ここで討論すると反対討論ということになるんですが、討論は反対か賛成かどちらかしかありませんのでね。我々の採点基準からすると、合格点に至らなかったということで聞いていただければというふうに思います。

まず第一ですが、皆さん方は事業を指標化をしてわかりやすくしたというふうに説明していらっしゃるんですが、現在の課題がどのように解決されるのかということが、提出されている基本構想及び基本計画ではわからない。例えば、市長は、乳幼児医療費の無料制度の拡充について毎年度毎年度検討はしていくんだというお話ありましたが、そういうことは構想にも基本計画にも全然書かれていませんし、学童保育の過密化の解消が必要だということのみずから課題として挙げておきながら、解決すべきその目標にはこういうのが出てこない。図書館の蔵書不足も課題としては挙げられていながら、それも事業としては出てこない。公園整備について書いていますが、中央公園が一体この10年でどういうふうになるのかと、そういうふうなことも全く出てこない。

およそ計画というならば、現状分析があり、課題があり、目標があって、そしてその目標達成に向かって接近するための手だてが書いてなければいけないというふうに思います。基本構想と基本計画は、まちづくり全体について行政と市の共同の目標ですから、ちょっとこれでは、私は市民と行政共通の目標にはなり得ないのではないかとこのことを危惧しております。

なお、数値化すれば何でもいいのかというと、そういうことではないと。物事には量と質という面がありまして、量が変わらなくても質的に変わって非常に前進したということもあるわけですから、私は何でもかんでも指標化すればいいものだという事については再考

を促したいと思いますし、それから、教育分野については、先ほど戸津川議員から指摘がありましたので、その点については十分検討していただきたいというふうに思います。

2点目です。今回提出されました五次総を読んだ限りでは、多賀城創建1,300年に向けてどうことをやろうとしているのか、どういう状態で1,300年を迎えようとしているのかということについて、皆さん方の気概、全然伝わってまいりません。これは先ほど質疑で指摘しましたが、五次総は市制40周年から50周年に向けての計画になりますし、また、発掘50周年から多賀城創建1,300年に向けての時期になります。そういう時期にこうした記述が全くないというのは、私には考えられないことだと思います。たしか副市長からだったと思いますが、埋蔵文化財について、一分野のことを基本構想で触れたりはないんだという話がありましたけれども、これは全く違う話でして、多賀城跡をどう復元・整備していくのかということについては、私は多賀城のあれこれの課題ではないのではないかとこのように思っておりまして、その点で認識の再考を促したいというふうに思っております。

3点目です。具体的な課題については、基本構想あるいは基本計画に挙げないというふうに皆さん方言うておりましたが、その中で唯一具体的に挙げているのが、工業団地の造成の問題であります。しかし、この計画については水害対策とのかかわりを十分吟味されて出されたとは私には思えません。きょうの質疑の中で、南宮排水区の雨水が仙台第三排水区、つまりその工業団地造成区域に流入することがあるんだということについては、建設部長、お認めになりました。それだったら、南宮排水区の整備が必要ではないのかということについては、工業団地は4メートル程度の地盤にするから、工業団地は大丈夫なんだという、こういう話がありました。そうすれば、工業団地は確かに守られるかもしれませんが、結局、しわ寄せが八幡小学校周辺の市街地や、あるいは高橋の市街地の方に影響が及ぶことになってまいります。たとえ高橋雨水幹線を整備しても六貫田雨水幹線を整備しても、高橋市街地、八幡小学校周辺に負担をかけることになるということについては、十分御認識をいただきたい。我々は過去三度、86年と90年と94年と大水害を経験をしてございます。工業団地の造成については水害対策との関係を十二分に検討すべきだということを指摘しておきたいと思えます。

4点目。これは最後にまたかと言われると思いますが、将来都市像をあらわすスローガンとして、文章として、「あなたの笑顔が多賀城をすてきに作る」というのは、これはあり得ないと。先ほど市長もこれでいいんだというふうに胸を張って言いましたけれども、私は、こういうスローガンを第五次総で掲げたということについて、いずれ市民に知れ渡って、多賀城は一体何を考えているのかというふうなことが、私は市民の中に広がっていくのではないかとこのように思うんですね。

以上、4点申し述べましたが、もちろん全面否定ということではなくて、我々が評価をして及第点には至らなかったんだということで、問題を指摘させていただいて討論とさせていただきます。ということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する賛成の討論を許します。竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

私も感想を述べて賛成討論にしたいと思います。

五次総は、制作に当たってまち懇を中心とした市民の声、アンケート等をつくりながら、さも今までと変わったような方式でやったような認識で説明をされておりましたけれども、

きょうの質疑で、四次総においてもそういうことをやったということは明らかになりましたので、今後のいろいろな説明のときは、経過を十二分に考え合わせながらひとつ説明をしていただきたいということを、まずお願いをしておきたいと思います。

そして、きょう、この議論でも相当疑問点、問題点、課題点が提起されました。これらについては率直に受けとめながら、その課題の克服のために、この総合計画の中で文言でどうのこうのというのは、先ほど私が申し上げましたフレーズの問題等について、もし今後文書で配付するときに、考えられるのであればそれを直していただきたいと思いますが、具体的な政策提言については、基本計画の中でしっかりときょう言われた問題を頭の中に入れながら具体的に示していただきたいと。そして、それを的確に実施していくためには、やはり財政も必要なわけでありますので、財政計画というものをきっちりと見きわめながら、年次計画の実施計画をきちんと求めていくことが大事であろうというふうに思っております。ただ、政策はお話だけではなく、実質的に行えるような体制を組んでいくということが私は大事だと思いますので、そういうことをひとつお願いをしたいと思います。

特に、今回、市長公室長は答弁の中で、まち懇、まち懇と一生懸命言っておりますが、まち懇で出された課題をきちんとまずのみ込むことが大事であろうというふうに思いますが、まち懇ででき上がった新たな市民団体を後世に継続していく、構成していくということでは、やはり市独自でそれらへの育成強化策を考えながら、その市民団体と協力していくことが大事ではないかというふうに私は思っております。せっかく五次総の中で生まれた市民の協働という意味におきましては、それなりの成果が出たこともあろうと思いますので、その成果を十二分に、この10年間で大いに発揮できるような市政をつくっていただきたいということを申し上げまして、合格点とさせていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間、15分間ですけれども、中途半端になりますから、2時45分まで休憩といたします。

午後2時27分 休憩

---

午後2時45分 開議

○議長（石橋源一）

再開をさせていただきますけれども、一部の議員の方から、議場が暑いということで上着を脱がせていただきたいという申し出がありましたので、どうぞ、暑い方は上着を脱いで御審議賜りたいと、こう思います。

---

日程第 9 議員提出議案第 1 号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

○議長（石橋源一）

日程第 9、議員提出議案第 1 号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案については、建設水道常任委員長の報告を求めます。金野委員長。

○建設水道常任委員長（金野次男）

議員提出議案第 1 号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告いたします。

平成 22 年第 2 回定例会において、本委員会に付託となった標記の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告する。

記

#### 1 審査事件

議員提出議案第 1 号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

#### 2 議員提出議案第 1 号の趣旨

市は本年 4 月に料金の値下げを行ったが、全国 1,088 事業所中、本市の水道料金は 39 位と依然高水準である。そこで、資本費平準化債費を活用し、当局の引き下げ幅を 3.3 倍に拡大し、10 立方メートルまで 90 円を 67 円に、10 立方メートルを超える 20 立方メートルまでの従量料金を 210 円から 198 円に改正するもの。

#### 3 審査の結果

本事件は否決すべきものとする。

#### 4 審査の経過

平成 22 年 7 月 16 日、議案提出者である藤原益栄議員及び多賀城市水道事業管理者に出席を求め、それぞれの意見陳述後、各委員による質疑応答を得て、本条例改正案に対する審議を行った。

8 月 11 日、再度委員会を開催し、本事件に対する各委員の見解を明らかにする中で、採決を行った。その結果、否決とする者 4 人、可決とする者 2 人であり、本委員会は否決すべきものと結論を得た。

以上です。

○議長（石橋源一）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

委員長報告がありましたけれども、ちょっと委員会の議論の中でどのように議論されたかをお伺いをしたいと思います。

今回の議員提出議案は、資本費平準化債を活用して今回は料金の引き下げをしたいという議員提案でありましたけれども、この資本費平準化債の活用について、委員会でどのような議論をされたのか。もしそういう議論をされたのであれば、その内容をお聞かせ願いたい。

○議長（石橋源一）

それでは、金野委員長。

○建設水道常任委員長（金野次男）

今、竹谷議員からの御質問ですが、この委員会の場の設定を最初説明いたします。私もこの委員会を得て初めて、委員、そして議員の方々、そして元議員、一般の方々、たくさん傍聴に来られました。その間で議論を粛々、淡々と議事進行しました。

ただいま、平準化債についてということですが、二、三、委員会であったことを説明いたします。

平準化債を活用しないと料金を下げられないということは借金に頼らざるを得ないということであるというのが1点でございます。

それから、平準化債で、仙南仙塩広域水道17団体で、資本費平準化債を発行し、水道料金の値上げに対処している団体はないと。こういう案が出ております。

以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

平準化債の利用は借金であるという意見があったと。それを使って料金値下げは云々と。であれば、この平準化債を使って別な事業をやることについての御意見等がなかったのか。

○議長（石橋源一）

金野委員長。

○建設水道常任委員長（金野次男）

ありませんでした。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ないのであれば、しょうがないんですが。

もう一つ、今回の補正で9,200万の高料金対策が一般会計から企業会計に補正されることになったわけですが、この委員会ではこれらの情報は水道管理者から情報として入っていたのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

金野委員長。

○建設水道常任委員長（金野次男）

先ほど審査の経過について、水道管理者からは7月16日、藤原議員とともに我々の委員会では聴取をし、聞き取りを行いました。その時点で、今回の補正予算等は入っておりません。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

委員会として、その後、この8月11日の開催前に、そのような調査、聞き取りを個人的でもやっていたのかどうか。

○議長（石橋源一）

金野委員長。

○建設水道常任委員長（金野次男）

委員会として、また、私本人、個人としてもやっておりません。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

もう一つ、議論がなかったというのであるから、これ以上常任委員会の審議に対して質問することは控えますが、水道管理者が出席していたということと、この平準化債の活用というものについてもっと言及した中で、水道管理者の方から常任委員会の方に、いろいろな面での意見とか考え方を申し述べていただきたいなと私は思ったんですが、この16日の会議では水道管理者からどういう説明を受けたのか。委員長、もし答えられるのであれば、委員長にお答え願いたいのですが、許されるのであれば、管理者の方からお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

金野委員長。

○建設水道常任委員長（金野次男）

7月16日について、提案者の藤原益栄議員の主に我々の質疑をやりまして、管理者については藤原議員からも指摘ありました……ちょっとお待ちください。指摘ありましたことを再度8月11日の委員会でとり行って、管理者の方からそのようなことはございませんでした。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

もう一点だけ聞きます。

この平準化債を活用して、現在多賀城の市政だよりも出ておりますが、鉛管の問題が発生しております。これらの事業に対しての、こういう制度を活用して早期に入れかえ事業、いわばいろいろ障害者のバリアフリーの補助金みたいに出しておりますので、これらを早期にやるために、ある一定の補助金等を出してでも鉛管の入れかえ事業をやった方がいいんじゃないのかという、そういう意見はなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

金野委員長。

○建設水道常任委員長（金野次男）

当委員会では、鉛管についてはありません。ただ、この鉛管については、委員会としてことしの初めのとき板橋委員の方から資料を提出もらいまして、各委員は持っております。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

とあれば、委員会で鉛管の入れかえ事業の、これは使えるかどうかわかりませんが、平準化債の活用ということは議論することは可能だったけれども、そこまでは、単なる水道料金の引き下げ議論だけに終わったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（石橋源一）

金野委員長。

○建設水道常任委員長（金野次男）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し……討論ですか。

これより討論に入ります。

まず、原案、議員提出議案第 1 号に対する賛成討論の発言を許します。柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長報告に反対し、原案に賛成の立場から討論を行います。

私ども共産党市議団は、平成 13 年 4 月の 18%の料金値上げに反対し、以後、料金引き下げを主張してまいりました。平成 19 年 6 月には、多賀城市の水道問題を考える会が、菊地市長に 4,137 名の水道料金引き下げ署名を提出。昨年 12 月にも、市民の立場で大幅な引き下げをしていただきたいと、料金引き下げ幅拡大を市長に申し入れをしております。昨年の第 4 回定例会には、当局の引き下げ幅を 3.3 倍に拡大する修正案を提出いたしましたが、審議の結果否決され、ことし 4 月の値下げ幅はわずか 1.8%にとどまるという結果になっております。市民からは、値下げの実感がない、こういう感想も語られております。

ところが、水道会計の黒字は、昨年 11 月 27 日の水道料金改定説明のときに出されました 21 年度決算見込みでは 1 億 4,240 万円の黒字見込みでしたが、1 億 6,606 万円と 2,366 万円上回っております。さらに、22 年度の黒字は 1 億 7,305 万円と見込んでおりましたが、今回の 9 月補正では高料金対策補助金が 9,295 万円も計上されまして、予定より 4,216 万円上回るという大きな乖離が生じております。

料金改定後 5 カ月でこの大きな差が生じているということを見ますれば、当局の財政収支見込みの信憑性が問われると言わざるを得ません。今後も当局見込み以上の黒字を続けることは十分に考えられます。したがって、年 7,000 万程度利益から値下げに回すことは十分にできるであろうと私どもは考えております。

また、今回の引き下げ案は、収益の中から年平均 7,000 万円を水道料金の引き下げに回すというものでありまして、このため 4 条予算で同額不足を生じることになります。しかし、幸いにも、平成 18 年から水道事業にも資本費平準化債の使用が認められました。この資本費平準化債は、減価償却費を超える元金償還額を平準化するために借りかえを認めるものでありまして、極めて合理的な制度であります。本市にあっては大いに活用すべき制度であると考えております。資本費平準化債を活用した場合、水道料金引き下げに必要な金額を同額補てんすることが可能となり、本条例により水道料金の引き下げを行いましても、設備投資は当局の予定どおり執行でき、かつ当局が平成 26 年度末には残したいという資金 5 億 6,876 万円とほぼ同額の 5 億 6,554 万円を確保することができます。

市民の所得が低迷し、家計は依然として厳しい状況にあります。家計を応援するためにもさらなる水道料金の引き下げが求められております。水道料金の値下げ、本当に市民に喜ばれる施策ではないでしょうか。今回の引き下げ条例、下げられる条件があるわけですから、ぜひとも皆様の御賛同をいただき、採択していただきたいと思います。

以上、多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の討論いたします。

○議長（石橋源一）

次に、原案に対する反対討論の発言を許します。吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

資本費平準化債の効用に関しては、減価償却期間と起債償却期間の不一致による構造的資金不足の解消を図ることになると考えます。下水道事業における資本費平準化債の元利償還金には地方交付税が講じられているが、水道事業における資本費平準化債の元利償還金には地方交付税措置が講じられません。

平成 22 年度地方債同意等基準運用要項(平成 22 年 4 月 1 日総財地第 79 総務副大臣通知)の第 1 の 1 の 5 の(1)で次のように示しています。「供用開始後の施設にかかる公営企業債のうち、建設改良費の財源としたものの当該年度の元利償還金が減価償却費を著しく超え、かつ経常の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額を対象とするものであること」。この定めを水道事業に当てて考えてみると、資金不足が生じ、または生じる見込みがある場合を想定しているものと解されます。現在の多賀城市水道事業においては、資金不足を生じたり、その見込みがないことから、資本費平準化債の発行要件を満たしているものではありません。

一方、水道料金を値上げせざるを得ないときには、値上げを下げたり抑えたりするために資本費平準化債の発行措置があり得るものと思います。

今後の水道事業については、耐震、地震対策等、まだまだ多くの事業計画を必要としています。社会インフラの老朽化に対処するには、コストを抑えるためにも早目のメンテナンスが必要でしょう。新田浄水場の約 750 坪の用地における砒素対策の改良事業も大事な課題であります。仙南仙塩広域水道からの受水団体 17 市町村の現況においても、資本費平準化債を発行し、水道料金の値下げに対処している団体はありません。本市の水道料金ランクの位置の関係については、自己水源を岡田のみで幾らも保持していないことが最大の要因であり、これは地理的条件によることに左右されていて、人為的要件によることなく自然的条件と客観的要件によって大きく定められていることを承知し、その上に立って施策を論じることが必要でしょう。

ちなみに、宮城県内 34 事業体の水道料金で平成 22 年度からの料金改定後の現在順位は、口径 13 ミリ仕様の場合の料金ですが、10 トンを使用した場合には、その 34 事業体のうち多賀城市は 22 位に位置しています。また、同じく口径 13 ミリ仕様で 20 トン使用の場合、多賀城市は 18 位に位置しています。さらに、口径 20 ミリ仕様の場合の料金ですが、10 トン使用の場合、多賀城市は 11 位に位置しています。あわせて口径 20 ミリの 20 トン使用の場合には、多賀城市の位置は 17 位に位置しております。

また、第五次多賀城市総合計画案においても、施策 1 の 8「安全で安定した水の供給」の中で、健全な水道事業経営の推進の指標、自己資本構成比率、現状値、平成 21 年度見込み 53.1%を前期目標値、平成 27 年度を 58.5%に定めています。

よって、以上多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての反対討論といたします。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 1 号を起立により採決をいたします。（「委員長報告」の声あり）議員提出議案第 1 号と述べたはずです。よろしいですか。御理解いただけましたか。

本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。

本案は、原案、議員提出議案第 1 号のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（石橋源一）

起立少数であります。

よって、議員提出議案第 1 号は否決されました。

---

## 日程第 10 多賀城市議会議員定数等調査特別委員会報告について

○議長（石橋源一）

日程第 10、多賀城市議会議員定数等調査特別委員会報告についてを議題といたします。

本件については、多賀城市議会議員定数等調査特別委員長の報告を求めます。根本委員長。

○議長（石橋源一）

根本委員長。

○多賀城市議会議員定数等調査特別委員長（根本朝栄）

本委員会に付託された事件について、下記のとおり決定したので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告します。

### 1 調査事件

議員定数等に関する調査について

### 2 調査の経過

#### (1) 調査の項目等

平成 22 年第 1 回定例会において、本委員会に付託を受けた上記事件については、その調査の内容を、議員定数のほか議員の処遇・待遇に関する事項と決め、次の 5 項目を対象としました。

一.議員定数について

一.議員報酬について

一.政務調査費について

一.常任委員長の手当について

一.事務局体制の強化について

#### (2) 委員会の開催状況

当委員会の開催状況については、報告書記載のとおり、2月18日から8月10日まで計7回開催しました。

### 3 調査の結果と概要

まず、(1) 議員定数について

採決の結果は、削減すべきとする者14名、削減すべきでないとする者6名で、議員定数については削減すべきものと決しました。

削減すべきとする主な理由は、

- 一.類似団体と比較し、多賀城市の人口、面積からして削減すべきである。
- 一.議員として、みずから身を削って市民のニーズにこたえながら、定数削減を議会活性化の起爆剤にしなければならない。
- 一.議員定数を削減しても、民意の反映は我々議員の活動いかんによって十分吸収できる。
- 一.平成18年に市民から提出のあった議員定数削減に関する請願をもう一度真摯に考えなければならない。

というものでありました。

なお、削減すべきでないとする主な理由は、

- 一.議員定数の削減は、その分だけ民意反映の低下につながる。
- 一.市民の声を幅広く聞き、その声をこまめに市政に届けなければならないという点で、現定数を維持すべきである。
- 一.今、我々議員には、議会の役割、議員の権能をしっかりと果たすという大きな使命が課せられている。
- 一.ハードルを高くしてはいけない。議員定数の削減は、家庭の主婦やこれから政治を目指そうという若者がなかなか当選におぼつかなくなる。

というものでありました。

次に、(2) 議員報酬について

採決の結果は、増額すべきとする者9名、増額すべきでないとする11名で、議員報酬については増額すべきでないものと決しました。

増額すべきでないとする主な理由は、

- 一.現状が十分だとは思っていない。しかし、今の経済情勢や市民感情を考えると増額すべきでない。
- 一.自治体によっては減額あるいは日当制にしているところもある。増額は現状に逆行することとなる。
- 一.報酬は給与ではない。給与は生活給、報酬は手当である。
- 一.定数削減を行うとしても、報酬の引き上げはまた別の問題として市民の方々に理解を得なければならない。

というものであります。

なお、増額すべきとする主な理由は、

一.市財政が厳しい中、議員定数を削減し、市民に負担をかけずに議員報酬を増額すべきである。

一.議員活動は片手間にできるものではなくなってきている。議員報酬のみで生活するためには、それなりの額が必要である。

一.家族を抱えた若い人が議員活動に専念する場合、十分な額とは言えない。

一.生活に余裕がある者だけが議員になれる現状では、議員として本当に活動できる人材がなかなか出てこない。議員報酬のみで生活ができるようになれば、多様な人材が議員に立候補できる。

というものであります。

次に、(3) 政務調査費について

採決の結果は、増額すべきとする者 4 名、増額すべきでないとする者 16 名で、政務調査費については増額すべきでないものと決しました。

増額すべきでないとする主な理由は、現状が十分だとは思っていない。しかし、今の経済情勢や市民感情を考えると、また、みずからが十分に使いこなせているのかという問題もあり、当分の間現状維持。今増額すべきではないというものであります。

なお、増額すべきとする主な理由は、

一.本気で議員活動をやろうとしたら、今の額では足りない。

一.市財政が厳しい中、議員定数を削減し、市民の負担をかけずに政務調査費を増額すべきである。

というものでした。

次に、(4) 常任委員長の手当について

採決の結果は、支給すべきとする者 4 名、支給すべきでないとする者 16 名で、常任委員長の手当については支給すべきでないものと決しました。

支給すべきでないとする主な理由は、

一.地方公務員の手当も時代の趨勢でほとんどなくなってきている。それは市民感情に基づくものであり、議員にあっても同様である。

一.委員長職はよい勉強の機会である。ほかの議員よりも多くいろいろな方々と接することができる環境にあり、見聞を広げることにより自身の研さんにつながる。それに手当を付ける必要はない。

というものであります。

最後に、(5) 事務局体制の強化について

採決の結果は、強化すべきとする者 7 名、強化すべきでないとする者 13 名で、事務局体制の強化については強化すべきでないものと決しました。

強化すべきでないとする主な理由は、

一.今当局では、職員の定数削減に努めている。議会事務局と当局のバランスもある。

一.事務局職員を増員したとしても、その職員がすべてのことに精通しているわけではないことから、政策の実現に向けては当局担当職員の力を借りざるを得ない。そうでなければ、事務局職員は何人いても足りない。

一.事務局職員から、今の人数ではとつてもやれませんか悲鳴が上がるくらい、我々議員がどんどん条例提案等をするような状況になるのが先決である。

というものであります。

なお、強化すべきとする主な理由は、

一.議会だより等々も含めて、事務局職員の事務量が膨大になってきている。

一.我々議員が多様化する市民ニーズにこたえるとなると、非常に専門的な知識が必要となる。そのためにも事務局体制の強化が必要である。

というものであります。

本年2月から8月まで計7回開催しました本委員会の運営は、各調査項目ごとに委員間討論を行うという形で進め、全体の議論は、議員定数を削減した上で、その削減した経費の一部をもって、議員報酬等、その他の調査項目である議員の処遇・待遇について考えるというものであったことを申し添え、多賀城市議会議員定数等調査特別委員会の報告といたします。

○議長（石橋源一）

これをもって本件については委員長報告を終了をいたします。

---

日程第11 議員提出議案第2号 多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第11、議員提出議案第2号 多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。金野議員。

○6番（金野次男議員）

多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

ただいま委員長報告のとおり、本年2月から8月までの期間、多賀城市議会議員定数等調査特別委員会において、定数を削減すべきであり、かつ削減数4名が妥当であるという議員が多数でありました。

その理由については、特別委員会で議論されたとおりであります、これは要するに

- ① 本市の人口、面積、議会経費等から類似団体との比較
- ② 議員としてみずから身を削って、市民のニーズにこたえる
- ③ 平成 18 年度市民から提出のあった議員定数削減に関する請願

以上のことから、多賀城市議会議員 22 名から 18 名へ削減すべきと思うものであります。

議員皆様方の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これをもって議員提出議案第 2 号を採決いたします。（「討論」の声あり）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森議員。

○7 番（森 長一郎議員）

議員提出議案第 2 号 多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をさせていただきます。

日程第 10 でも報告がありました多賀城市議会議員定数等調査特別委員会でも意見を述べさせていただきましたとおり、議員定数削減の方向性については、当局の職員削減計画等行政サービスの維持向上を前提とした行財政改革における歳出縮減について、議会としても協力をしなければならない立場から理解を示し、私は現議員定数より 2 名減の定数 20 名を主張するものであります。

昭和 58 年から 62 年にかけて 2 名の減で 28 名、平成 7 年から 11 年にかけては 3 名減の 25 名、11 年から 15 年にかけて 3 名減で、現在までの 22 名という定数削減の変遷があり、この間、市の人口は増加傾向にあったのであります。市の人口推計では、平成 27 年前後を境に緩やかに減少傾向にあるとはいえ、今回の提案された定数は最多の 4 名であります。

また、類似団体の平均の議員定数は 20 名であります。議員定数を考える上では、前述しております議員定数の増減による財政の影響を含め、議会としての監視機能への影響、地域と住民の意見集約の多様性の確保、合議体としての議会の能率的運営、地方公共団体の組織全体との均衡などを考えた場合、果たして立て続けの、また 4 名の大幅な削減はいかが

なものかと考えるところから、私は2名削減の定数20名を主張し、当議案には反対の立場からの討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同を心よりお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例に賛成の討論をさせていただきます。

多賀城市議会は、昭和46年4月の市議会選挙時の定数30名を最高に、その後、昭和62年4月の改選時に28名になるまで16年間は30名で推移し、平成11年4月の改選時に25名となり、平成15年4月改選時で22名になりました。30名のときを基準にいたしますと、今回18名にすると、実に40%の削減率になります。

私が初当選しましたのが平成11年です。当時、28名から25名に減のときですから、相当厳しい覚悟で臨んだ記憶がございます。このように議員の立場から申し上げれば、定数減はそれだけ自分に厳しい選挙を経過して議員として登壇することになります。

しかし、今回の定数削減の背景といたしましては、平成18年の第3回定例会に、板橋恵一議員の紹介で、市民1,213人の署名を添えて定数削減の請願書が提出されました。その後、委員会で審議の後、定数削減の請願は本会議に上程され、12対7で否決されました。その後、翌年、平成19年の統一選挙戦を迎えましたが、一部市民の声は厳しく、今回それにこたえる形で、4名減で定数18名にする報告が出されました。

定数削減の世の中の動きは、各地で市町村合併などが行われ、さらに地方自治体の財政の厳しさから、議員みずからの身を切るべしとの厳しい市民の声にこたえざるを得ません。しかし、私としては、さきにも述べましたように、既に40%からの削減案を提示させていただきましたが、地方自治民主化の上からも、もうこれ以上削減の議論は、合併等の大きな事例がない以上終わりにすべきではないかと思えます。これからは、各自治体が未来に向かってどのように生き残っていくかが課題になってまいります。厳しい選挙を通して選ばれた議員としての誇りを強く持ち、我が郷土の発展に寄与したいと思えます。

現実の問題として、優秀な人材を議会に送り出すためにも、ここで議員報酬を考える時代になってきていると思えます。議員が報酬の話をするとお手盛りだと批判されますので、定数削減とともに提出することの批判を考慮し、今回の委員長報告でも報酬は現状維持の報告でございます。しかし、現在の報酬は定数28名のときに決まった38万4,000円でございます。しかも、議員年金が破綻しようとしている中で、6万2,700円の掛金が毎月の報酬より引かれているのです。議員年金は私たち地方議員で決めることができない、国会で決められるものでございます。将来の保証もなく破綻するのでは、せめて一日も早く制度の廃止をしていただき、その分実収入に反映してほしいと思えます。

私は、これから若い優秀な人材が多賀城市議会にも続々と出てきていただきたいと思えます。議員報酬を上げることは今回の委員長報告にはありませんが、ぜひ議員報酬を審議会場で検討していただくよう要望いたします。

以上、多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する反対討論の発言。佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

それでは、反対討論をさせていただきます。

自分自身全力で頑張ってきている思いでいるんですが、4人削減するということで、自分の仕事を否定されているような気がしながら、反対討論を書きました。少し長くなりますけれども、我慢をして聞いてください。

今回の条例定数は、現行22人の議員定数を一挙に4人削減し、定数を18人とするものがあります。以下、反対の理由を述べます。

まず、一つ目の理由は、4名定数削減の提案理由に根拠が全くないことです。2月から開催されてきた議員定数調査特別委員会では、削減を求める意見が多数を占めるものの、その人数については1から4人という落ちつきの悪いものでした。それが今回の議会に一挙に4削減という乱暴とも言える条例提案となりました。この条例が通れば、利府町や松島よりもそれぞれ2名、そして松島と同じような議員定数になるわけですが、それぞれの自治体の人口から見ても、これがいかがなものかということが言えると思います。人口で推移、一方、松島町は1万5,311人から1万3,422人に減少傾向となっておりますが、人口推移の状況から見ても、定数4を削減することは全く合理性に欠けると言えます。

地方自治法は、人口5万から10万の自治体の法定上限30人と規定しており、現時点でも法定定数を8名下回っております。さらにこれが18名になれば、法定定数から4割も下回る議員数となり、異常とも言える事態になってしまいます。深刻な経済状況の中で、市民の皆さんから切実な要望が出され、議員、議会がそうした市民の声、地域の声を隔々からくみ上げることが一層大事になっていきます。これを市政に反映させるためにも、現状の議員は必要ではないかと考えます。

第2点目は、議員定数削減は地方分権時代の流れに逆行し、議会の本来の機能を低下させるということでもあります。地方議会の基本的な役割は、住民の声を代弁し、住民の意思を代表する市政と市民をつなぐパイプ役としての役割、そして市政をチェックし、執行機関を監視する役割、さらに条例を立案し定める役割があります。住民自治の発揮という意味でも、議会の基本的役割と機能は強めるべきと考えます。議員の数は一定程度確保されなければならないと考えます。

06年2月に発表された全国市議会議長会都市行政問題研究会の「分権時代における市議会のあり方に関する調査研究報告書」では、議会の役割として政策提案や監視機能を十分に果たすためには、相応の議員定数が不可欠である。単に議員定数を減らしているのみでは議会改革にならない。削減ありきの議論ばかりでは、議会制民主主義の成熟にはつながらないとしています。

また、同年3月の都道府県議会制度研究会による「改革地方議会のさらなる前進に向けての報告」では、議会の役割がますます重要になっている現状において、単純な一律削減論は適当でない。競って定数削減を行うことは、地域における少数意見を排除するとして、安易な定数削減を問題だと指摘しています。

地方分権時代にあつて議会に求められているのは、定数の削減ではなく、住民の多様なニーズや意志を正確に反映できる議員の定数が確保されるべきであり、議会議員の本来の役割が発揮できるよう、質的向上を図らなければなりません。

第3点は、多賀城市での議員の削減が、市民の納めた税金の本当の意味での節約になっていないということではないでしょうか。節約とは何よりもむだを省くことです。税金の使い方にむだはないのか。市民の生活に役立つように使われているのか。直接チェックし、正す権限と役割を持っているのが議員ではないでしょうか。今でさえ法定定数を大きく下回っている議員数を4人も減らしたら、チェック機能をさらに低下させることになるのではないかと危惧するものです。定数を減らしてチェック機能が充実したという話は今のところ聞いておりません。

例えば、私どもはこの間市政のチェック役として、去年は市長・議長公用車買いかえ予算1,300万円の修正案を提案し、議会では残念ながら議員の皆さんに否決されてしまいましたけれども、その後、私たちの主張が実現することになりました。また、多賀城市水道会計の大幅な黒字を市民に還元せよと繰り返し主張しながら、当局の水道料金引き下げ案を3.3倍上回る引き下げができると、根拠も示し条例案も提案していますが、残念ながら否決されました。当局の提案をそのまま追認するのではなく、議員みずからが市民の立場に立って市政のチェック役を果たすことこそが、今議会に求められているのではないかと考えます。

確かに定数削減の声が高いのも事実でしょう。しかし、これは市民の皆さんの、議員は何をしているんだという強い批判から来るものと思います。市民は議員の議会の質の向上を強く願っておられます。そのために必要なのは、定数削減ではなくて、このような議員に対する不信感を取り除くための議会改革であり、議員全体の質的向上ではないでしょうか。議会に身を置く者はみずから研さんし、市民の負託にこたえる議員の質の向上、そして将来に禍根を残さないように、議会制民主主義を守ることでと考えます。

以上の理由から、議員定数削減に反対する討論といたします。皆さんの御賛同を心からお願いを申し上げます。

○議長（石橋源一）

それでは次に、本案に対する賛成討論の発言がございましたら、4番伏谷議員。

○4番（伏谷修一議員）

議員提出議案第2号 多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から端的に討論を述べさせていただきます。

議員定数等調査特別委員会7回開催された意見の集約を図り、この定数4減に至ったわけではございますが、行財政改革や地方分権時代の流れの中で、議員みずから率先して議員定数を削減することの意味はとて深く、民意を顕著に受けとめた結果であると考えます。自治体によっては議員個々の保身などの問題から、賛成少数で否決されるところもありますが、本市においてはワークショップや市民会議など市民参画の場面は確実にふえて、コミュニティーの多様化する問題提起の解決への取り組みなど、市民が行政の意思決定過程に積極的に参画している現状からも、この判断ができるようになってきていると思います。

また、別な側面からは、民意の定数4減の議員を志す者の門戸を拡大させるための機会になるとの期待値もあり、市民からは女性、各世代の選出の意識はとて高く、また大学や企業で培ったスキルを持ったサラリーマンなどが一步を踏み出すための専門職としての平均的な生活ができる程度の報酬にし、優秀な人材が議員になりやすい制度にすることが考慮すべきと考える声もあります。

以上のような観点から、議員提出議案第2号 多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例について賛成の意を表します。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はございませんか。昌浦議員。（「反対討論をさせていただきたいと思います」の声あり）反対の討論の発言を許します。

○18番（昌浦泰己議員）

20年ほど議員をしておりますけれども、大分感情が高まっておりますので、少しゆっくりお話をさせていただくことになるやもしれません。しばらくの間おつき合いをお願いします。

議員提出議案第2号 多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

大分、さきの方に重複するところがございますけれども、お許してください。

議員定数は、地方自治法第91条で定める数を超えない範囲内で定めなければならないとされています。地方自治法第91条第2項第6号に、人口5万人以上10万人未満の市は30人が上限と規定されております。現行の本市の議員定数は22人。上限定数より8人も少ない人数に自主的に減らしております。

私は議員定数をなぜ減らすのか。市民は議員に何を期待するのか。この二つを考えたときに、結果的には、減数は避けるべきであり、現行の22人を堅持すべきと結論いたしました。

市民の皆様の中に渦巻く議員定数削減の最も大きな理由は、働かない議員が多く経費のむだ、議員が何をしているのかわからない、ゆえに減らすべきということのようです。今さら申すまでもなく、予算編成権、予算執行権、人事権を一手に掌握している知事、市町村長に対して、質問、質疑を中心に議決権、修正動議を行使する地方議員の仕事ぶりは、国の内閣、両院の議員と違って見えにくく、知られないというところが多いのが事実です。冷静に考えてみると、議員の数を減らしたからといっても、必ずしも市民利益にはつながらないということを私は指摘したいと存じます。市議会議員は市民の負託を受け、選挙で市民の投票により選ばれており、働かないのは定数の問題ではなく、市民の選ぶ基準の問題だと思います。よくよく人物を見定め、この人なら働くという基準で選ぶなら、働かない議員が多く経費のむだという論拠はなくなると思います。

平成22年度当初予算でこれから論じますが、多賀城市の議会費総額は2億1,566万5,000円で、チェックすべき予算の総額は一般会計、特別会計、水道事業会計合わせて330億261万3,000円です。全会計に占める議会費は全体の0.65%であり、一般会計190億2,000万に占める割合でも1.13%です。現行22人の議員で330億261万3,000円をチェックするわけです。膨大な予算あるいは決算において、細部にわたってすべての予算項目の検証作業をするならば、どうしても人手が必要です。これ以上議員の数を減らすと、チェック機能は低下する可能性を含んでいます。経費のむだを論じるなら、議員の数を減らすより予算全体の99.35%の中からむだを削減する方が効率がよく、市民利益につながると言えます。議員を減らしてチェック機能が高まるのならよいのですが、わずかな議員の経費を削って、逆に市民に不利益をもたらすことも十分に考えられます。経費のむだを削減するのであれば、議員定数削減よりも、市の予算の使い道をしっかりチェックする議員を一人でも多く当選させることが、真の市民利益、市民の福利向上につながる道だと私は思うのでございます。

次に、議員に何を期待するかの問題です。市民の多くが地域要望の反映、私がいいろいろお聞きして回ったら、地域要望の反映が一番トップでございました。その地域要望の反映を実現するならば、むしろ議員の数をふやし、暴論ではございますが、報酬を削った方がい

いと私は思うのでございます。たくさんの議員が選ばれることにより、市民の声が行政に届きやすくなると私は考えるわけでございます。

さて、先ほど委員長報告がございました多賀城市議会議員定数等調査特別委員会、7回の開催をもって先ほど報告がなされましたが、4人一気に減らすということは、非常に私にとっては割り切れない思いをすることでございます。それは前段に述べた私の思いからしても、その4人というのは多過ぎるのではないかと。ならば、この際、この上程された議案を否決して12月に、私自身の考えではございますが、先ほどの森議員と同様に、12月議会に再度2名減の条例案を提出して可決ということを望むわけでございます。

先ほど優位な人材論でお話をされた方がおられましたけれども、市政の中にこれから多賀城の市政参画をする主婦や若い人たち、その方たちに4人減という高い障壁、ハードルを課していいものか。ここが今、今議会において一番の考えどころではないかと私は思うのでございます。我々政治家は歴史という法廷の場に立たされております。きょう仮に4名減というのが可決したことが、10年後、20年後においてどのような市民の判断を下されるか。私の予想では、ちょっと狭き門になり過ぎたのではないかという声も出てくるのではないかとということが危惧されます。

多賀城市議会は、隣の塩竈市議会と違って、塩竈市議会は議会基本条例等改革の取り組みをしております。しかしながら、私ども多賀城市議会においてはその声がなかった。私自身も出さなかった。自戒の念を今持っておるところでございますが、市民の方たちに市議会議員を減らした方がいいという論を出させるような、そういう我々の活動を、本当はもっと議会の権能、それから職責についてもっともっと知らせるべき努力をすべきではなかったかという自戒の念を込めつつ、多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例に反対の討論といたします。皆様方、4名減というものに理屈では御理解いただいても、感情的にしっくりいかないのであれば、どうか否決の方に回っていただきたいことを要望いたしまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

ほかに討論は。反対の討論ですか。（「はい」の声あり）吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

多賀城市議会議員の定数22人を18人とする条例の改正に対する反対討論を行います。

平成22年2月8日に塩竈地区の2市3町議長団連絡協議会議員研修会が開催され、議会運営と活性化について講演された、元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村先生が著した著書「地方議会の活性化へ向けて 地方議会日誌パート8」において、先生は、議員定数について次のように述べております。

1、歳出に占める議会の割合等を総合的に議論すること。2、議員が減少すればその分だけ住民意志の反映が低下するのは否定できない。3、職業、産業構成、財政力等を無視して、人口だけで比較するのは正確でない。同じ人口ではほぼ同じ議員数とすべきとは横並び論である。このような発想は地方自治とは異なるもので、中央集権の発想だと記しています。野村稔先生は、地方議会研究会代表者として、「議員・職員のための議会運営の実際」全24巻の編著者でもあります。

この間の議員定数等調査特別委員会における議論で、議員定数の削減と議員報酬の引き上げをセットにした考えを主張され、生活費云々と述べられました。これらのことは昭和61年に30人を28人とする、平成10年に28人を25人とする、平成14年に25人を22

人とする、これまでの論点になかったことです。これらのことに関して、私は次のように指摘してきました。

1、それはお手盛りではないか。2、給料と諸手当による給与を生活給とするものであって、報酬は給与ではありません。報酬は生活給ではありません。3、特別職の報酬については、特別職報酬等審議会条例に基づいて、議員報酬等の額に関し審議会で諮るものでなければなりません。一方、議会の議員の期末手当を支給するために、地方自治法第 203 条の第 4 項が新設された経緯を承知しておくことが必要でしょう。

平成 22 年 8 月 29 日の河北新報によると、東京で開かれた「二元代表制あり方を問う交流会」のパネル討論で、河北新報報道部の丹野綾子記者が報告。会場からの問いかけに同記者は、「安易な定数削減ではなく、と述べた」と報道しています。

以上、多賀城市議会議員定数条例の一部を改正する条例についての反対討論といたします。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はございませんね。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 2 号を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで 15 分間の休憩をさせていただきます。再開は 4 時 10 分とさせていただきます。

午後 3 時 53 分 休憩

---

午後 4 時 09 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

---

日程第 12 議案第 51 号 平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

日程第 13 議案第 52 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○議長（石橋源一）

この際、日程第 12、議案第 51 号 平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算認定について及び日程第 13、議案第 52 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についての平成 21 年度多賀城市各会計決算の認定についてを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 51 号の平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また、議案第 52 号の平成 21 年度多賀城市水道事業会計決算は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石橋源一）

次に、一般会計及び各特別会計について、会計管理者の説明を求めます。管理者。

○会計管理者(兼)会計課長（本郷義博）

それでは、平成 21 年度多賀城市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の資料 3 の 1 ページ、2 ページを見開きの状態でごらん願ひます。

平成 21 年度多賀城市会計別決算総括表により説明させていただきます。

なお、説明の中で申し上げます前年度との比較及び収支の状況等は、資料 8 の 63 ページから 84 ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

それでは、資料 3 の 1 ページ及び 2 ページをごらん願ひます。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

予算現額 A 欄でございます。225 億 8,359 万 7,600 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 205 億 6,898 万 8,666 円で、その収入率は、2 ページ目の右から 2 列目になりますが、91.08%となっております。前年度の決算額との比較では 23 億 7,810 万 5,565 円、率にして 13.07%の増となっております。

また、収入の主なものといしましては、市税が 78 億 1,943 万 8,804 円で、収入全体の 38.02%となっております。次いで、国庫支出金が 41 億 3,877 万 9,212 円の 20.12%、市債が 28 億 780 万円の 13.65%、地方交付税が 24 億 1,630 万円の 11.75%、その他県支出金等となっております。

一方、歳出でございますが、C 欄をごらん願ひます。歳出決算額は 203 億 4,581 万 2,176 円で、予算現額に対しての執行率は、2 ページ目の右端の列になりますが、90.09%であります。これも前年度の決算額との比較では 25 億 3,482 万 7,229 円、率にして 14.23%の増となっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 2 億 2,317 万 6,490 円となり、その内訳は、右の列備考欄に記載のとおり、繰越事業費繰越額が 6,507 万 4,648 円、基金繰入額が 8,000 万円、翌年度繰越額として 7,810 万 1,842 円にそれぞれ措置をさせていただくものであります。

次に、国民健康保険特別会計決算について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 55 億 6,829 万 1,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 54 億 101 万 9,372 円で、予算現額に対する収入率は、2 ページの右から 2 列目でございますが、97% であります。前年度の決算額との比較では 6,867 万 188 円、率にして 1.29%の増となっております。

なお、主な収入のうち、保険税は 13 億 431 万 657 円で、その構成比率は 24.15%となっております。その他の収入については、国庫支出金で 15 億 3,906 万 4,566 円の 28.50%、前期高齢者交付金で 11 億 838 万 3,420 円の 20.52%、次いで共同事業交付金、繰入金等となっております。

歳出につきましては、C 欄の歳出決算額は 53 億 8,303 万 9,571 円で、予算現額に対し執行率は、これも 2 ページ目の右の列でございますが、96.67%となっております。前年度の決算額との比較では 5,960 万 7,325 円、率にして 1.12%の増となっております。

これにより、D 欄の差引残額は 1,797 万 9,801 円となり、その内訳は、右の備考欄に記載のとおり、基金繰入額として 1,000 万円、翌年度繰越額として 797 万 9,801 円にそれぞれ措置をさせていただくものであります。

次に、老人保健特別会計決算について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 2,580 万円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 1,197 万 5,544 円で、収入率は 46.42%となりました。前年度の決算額との比較では 3 億 6,147 万 7,433 円、率にして 96.79%の減となっております。

その収入の主なものは、国庫支出金で 884 万 6,133 円の 73.87%、次いで諸収入が 268 万 8,411 円の 22.45%、その他支払基金交付金などであります。

一方、歳出では、C 欄の歳出決算額が 936 万 7,797 円で、予算現額に対する執行率は 36.31%、前年度の決算額との比較では 3 億 6,372 万 5,180 円、率にして 97.49%の減となっております。

これにより、D 欄の差引残額は 260 万 7,747 円となり、これは備考欄記載のとおり、全額翌年度へ繰り越しをするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 4 億 1,216 万 5,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 4 億 681 万 1,910 円で、その収入率は 98.70%となりました。前年度の決算額との比較では 2,029 万 8,313 円、率にして 5.25%の増となっております。

その収入の主なものについては、保険料で 3 億 3,606 万 5,100 円の 82.61%、次いで繰入金が 6,343 万 4,940 円の 15.59%、その他国庫支出金、繰越金等となっております。

次に、歳出では C 欄の歳出決算額が 4 億 379 万 7,240 円で、予算現額に対しての執行率は 97.97%となっております。前年度の決算額との比較では 1,987 万 7,675 円、率にして 5.18%の増となっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 301 万 4,670 円となり、これは備考欄記載のとおり、全額翌年度へ繰り越しをするものであります。

次に、介護保険特別会計について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 27 億 2,931 万 7,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 26 億 688 万 3,231 円で、その収入率は 95.51%となりました。前年度の決算額との比較では 1 億 5,743 万 288 円、率にして 6.43%の増となっております。

その収入の主なものは、支払基金交付金が 7 億 3,944 万 6,000 円、28.37%、保険料で 5 億 1,041 万 2,068 円の 19.58%、その他国庫・県支出金等であります。

一方、歳出では、C 欄の歳出決算額が 26 億 505 万 7,683 円で、予算現額に対しまして執行率が 95.45%となっております。前年度の決算額との比較では 1 億 8,892 万 7,262 円、率にして 7.82%の増となっております。

これにより、D 欄の差引残額は 182 万 5,548 円となり、備考欄に記載のとおり、全額基金へ繰り入れの措置をさせていただくものであります。

次に、下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 31 億 1,733 万 1,350 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 29 億 5,199 万 9,329 円で、その収入率は 94.70%となりました。前年度の決算額との比較では 2 億 4,644 万 519 円、率にして 7.71%の減となっております。

その収入の主なものは、使用料及び手数料で 8 億 3,454 万 2,831 円の 28.27%、繰入金が 12 億 1,679 万 5,490 円の 41.22%、市債が 7 億 2,520 万円の 24.57%、その他国庫支出金等となっております。

次に、歳出は、C 欄の歳出決算額が 29 億 4,910 万 1,329 円で、予算現額に対しまして執行率は 94.60%となっております。前年度の決算額との比較では 2 億 980 万 4,619 円、率にして 6.64%の減となっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 289 万 8,000 円となり、これは備考欄記載のとおり、全額繰越事業費繰越額とするものであります。

以上、一般会計、特別会計の合計、下の欄でございますが、A 欄の予算現額 344 億 3,650 万 1,950 円に対し、B 欄の歳入決算額は 319 億 4,767 万 8,052 円で、その収入率は、2 ページの右から 2 列目になりますが、92.77%となっております。前年度の決算額との比較では 20 億 1,658 万 6,402 円、率にいたしまして 6.74%の増となっております。

一方、歳出につきましては、C 欄の歳出決算額が 316 億 9,617 万 5,796 円で、予算現額に対しての執行率は、2 ページの右端になりますが、92.04%となりました。前年度の決算額との比較では 22 億 2,970 万 9,692 円、率にいたしまして 7.57%の増となっております。

次に、資料 5 の 93 ページをお開き願います。資料 5 の 93 ページでございます。

こちらは公有財産総括表でございます。この表には、1.土地及び建物、2 としてその他の財産について集計して記載しております。

次の 95 ページから 98 ページでございますが、土地・建物についてそれぞれの使用目的の区分に応じ、記載しております。

また、99 ページから 107 ページでございますが、物権、無体財産権、出資による権利及び物品について記載しております。

次の 108 ページから 110 ページにつきましては、債権及び基金について記載しております。

最後の 111 ページにつきましては、土地開発基金の運用状況報告書を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成 21 年度一般会計並びに各特別会計の決算につきまして、その概要を御説明申し上げました。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書等によりまして、関係課長等が御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

次に、水道事業会計について、水道事業管理者の説明を求めます。管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

それでは、3 の 35 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 21 年度多賀城市水道会計決算の概要について、決算報告書に基づき説明申し上げます。

まず、(1)の収益的収入及び支出の方から説明申し上げます。

収入でございますが、第 1 款水道事業収益、予算額合計、これは 36 ページの左側が合計額になってございます。予算額合計が 19 億 4,822 万 9,000 円に対しまして、決算額が 19 億 6,981 万 7,842 円で、予算額に比べまして 2,158 万 8,842 円の増額となっております。収入率でございますが、101.11%でございます。

次に、第 1 款水道事業費用の予算額合計が 17 億 9,780 万 7,000 円に対しまして、決算額 17 億 8,459 万 3,463 円となっております。不用額が 1,321 万 3,537 円で、執行率 99.27%でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

(2)の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入ですが、第 1 款資本的収入で予算額合計、これも 38 ページの左側になりますが、予算額合計が 7 億 5,273 万 4,000 円に対しまして、決算額 7 億 5,415 万 5,078 円で、予算額に比べまして 142 万 1,078 円の増額となっております。収入率が 100.19%でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款資本的支出におきましては 13 億 61 万 7,000 円に対しまして、決算額 12 億 8,918 万 7,074 円となっております。不用額が 1,142 万 9,926 円で、執行率が 99.12%でございます。

その結果、欄外に記載されている資本的収入額が資本的支出に不足する額、これは別途積立処分する水資源開発負担金を除いた額ですが、5 億 3,775 万 628 円となります。その補てん財源といたしまして、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,892 万 2,731 円、当年度損益勘定留保資金 2 億 6,618 万 2,353 円及び減債積立金 1 億円、そして建設改良積立金 1 億 5,264 万 5,544 円を補てんしております。

なお、収入欄、また上の方に行きますが、収入の欄の第 3 項にあります水資源開発負担金の決算額、38 ページの収入の下から 2 番目になりますが、水資源開発負担金の決算額 271 万 8,632 円は、別途積み立てをしてございます。

続いて、39 ページをお開きいただきたいと思います。

これは平成 21 年度多賀城市水道事業損益計算書でございます。

下から 3 段目をごらんになっていただきたいと思いますが、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出の結果、当年度の純利益は 1 億 6,606 万 3,065 円となっております。これに前年度からの繰越利益剰余金 1 億 7,206 万 1,547 円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は 3 億 3,812 万 4,612 円となっております。

次に、41 ページをお開きいただきたいと思います。

このページの下の方でございますが、3 の平成 21 年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、ただいま申し上げました当年度未処分利益剰余金 3 億 3,812 万 4,612 円の処分（案）でございます。処分額は減債積立金に 1 億円、建設改良積立金に 1 億 5,000 万円、合わせて 2 億 5,000 万円を積立処分いたしまして、翌年度繰越利益剰余金として 8,812 万 4,612 円を繰り越すという内容でございます。

以上が、平成 21 年度多賀城市水道事業会計決算の概要でございます。詳細については、決算関係資料により御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、説明いたします。

○議長（石橋源一）

次に、この際、監査委員から監査の報告を求めます。代表監査委員、登壇をお願いします。

（監査委員 菅野昌治登壇）

○監査委員（菅野昌治）

それでは、私の方から御報告させていただきます。

平成 21 年度の各会計決算及び基金運用状況について審査をしたので、その概要を報告いたします。

初めに、各会計決算及び基金運用状況については、市長から審査に付された一般会計、特別会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書が、法令に基づいて調製されているか、また、水道事業会計決算書及びその附属書類は法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうか、かつ、計数は会計管理者及び関係部局の所管する諸帳簿、証ひょう書類と符合しているかを照合するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業は経済的かつ効果的に行われているか、また、基金については、設置目的に沿って効率的に運用されているかなどに主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、水道事業会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況は適正に表示しているものと認めました。

まず、一般会計、特別会計の決算内容について見ると、決算規模は、歳入で 319 億 4,767 万 8,052 円、歳出で 316 億 9,617 万 5,796 円となっております。

次に、決算収支を見ると、一般会計では、形式収支で 2 億 2,317 万 6,490 円、実質収支で 1 億 5,810 万 1,842 円の黒字となっているが、単年度収支においては 1 億 1,304 万 5,712 円、実質単年度収支においても 1 億 1,141 万 2,650 円の赤字となっております。

一方、特別会計では、形式収支で 2,832 万 5,766 円、実質収支で 2,542 万 7,766 円の黒字となっているが、単年度収支においては 1,976 万 5,726 円、実質単年度収支においても 1 億 4,935 万 7,595 円の赤字となっています。

財政構造の弾力性を見るために、財政状況を普通会計において分析すると、財政力指数は年々上昇し、経常収支比率、公債費比率も平成 17 年度をピークに改善傾向を示していたが、平成 21 年度は経常収支比率が 4 ポイント上昇し、目安とされる 80% を大きく超え、99.8% になっています。これらのことにかんがみると、景気の冷え込みによる義務的経費の増大、特に扶助費の増加が目立つ昨今にあって、財政需要に耐えるだけの体質にはほど遠く、弾力性があるとは言えないようです。

日本経済は平成 20 年 9 月のリーマンショック後に急速な景気悪化に陥ったが、翌年の春ごろには景気に持ち直しの動きが見られるようになりました。しかし、これは輸出、これまでの経済対策に牽引されたものであり、自律的な回復とは言える状況には至っておらず、生産活動水準は低いままで、設備や雇用に対する調整圧力が依然として残っているため、雇用、特に平成 22 年度の新卒採用は厳しい状況となっており、さらに賞与の大幅なカットなどで個人消費などの内需が停滞しております。このように、国内経済の落ち込みや政権交代などの内政のめまぐるしい変化の中において、本市の財政状況も法人市民税の大幅な落ち込みなど大変厳しいものとなっているものの、事業は選択と集中により優先度の高いものから実施されており、評価するところであります。

例を挙げると、児童・生徒が安全で安心できる学びの環境を整えることを目的に、計画を前倒しして行った学校耐震化は、小学校で 86%、中学校で 84% に達し、残りは繰越明許され、平成 22 年度中には耐震化が完了することや、歩道の新設を含む新田高崎線道路改築事業により山王小学校に通う児童を初め、地域の皆さんの安全な交通空間を確保したことなどであります。

しかしながら、平成 21 年度末の市債残高は約 208 億円で、前年度末より約 10 億円増加しており、大いに懸念されるところであります。

次に、水道事業会計について見ると、当年度の事業収益は 18 億 8,036 万 4,332 円であり、前年度に比べ他会計補助金が増加したが、給水収益、加入金、他会計負担金などが減少したことにより、2,404 万 7,074 円の減となっています。

一方、事業費用は 17 億 1,430 万 1,267 円であり、前年度に比べ新田浄水場の汚染土壌処理経費として 6,266 万 7,852 円を支出したことにより、総係費などが増加したが、減価償却費、資産減耗費、支払利息などが減少したことにより、2,362 万 4,891 円の減となっています。

その結果、当年度の純利益は 1 億 6,606 万 3,065 円となり、前年度繰越利益剰余金 1 億 7,206 万 1,547 円と合わせた当年度末処分利益剰余金は 3 億 3,812 万 4,612 円となっています。

したがって、現状において、水道事業会計は健全な財政運営が維持されていると見受けられるが、水需要について見ると、前年度と比べ給水戸数、年間配水量は増加しているものの、給水人口、年間総有収水量は減少しており、その結果、水道事業収益の根幹となる給水収益は 17 億 1,619 万 1,355 円で、前年度と比べると 2,330 万 2,015 円の減となっており、4 年連続減少しております。

しかしながら、このように水需要が低迷している中で、公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し企業債の利子負担の軽減を図ったことや、定期預金による効率的な資金運用により利息を得るなどの経営努力を重ねているところは評価できます。

今後の水需要の動向については、昨今の経済不況を反映した事業活動の縮小、一般家庭での節水意識の高まりや節水型機器の普及も考えられ、さらなる需要の落ち込みが懸念されるところであります。収益の増加が見込めない中、老朽化した施設の維持修繕、配水管の耐震化への費用の増加が見込まれることから、収益、費用の両面で経営が厳しくなることが予想されており、さらには技術職員の退職時代を迎え、技術の継承や人材育成も課題となっております。今後にあっては、いろいろな課題を整理しながら、事業の安定経営を図るため、的確な事業計画や資金計画の構築、コスト意識の徹底、事業執行の一層の効率化等経営の合理化には十分配慮し、水の安定供給に努められ、健全な企業運営に一層努力されるよう望むものであります。

以上が平成 21 年度決算審査結果の概要であります。

なお、詳細については、平成 21 年度多賀城市各会計決算及び基金運用状況審査意見書をごらん願います。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。議案第 51 号及び議案第 52 号の平成 21 年度多賀城市各会計決算の認定については、委員会条例第 6 条の規定により、22 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、22 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 22 人を指名いたします。

---

日程第 14 報告第 4 号 平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率について

日程第 15 報告第 5 号 平成 21 年度決算に基づく資金不足比率について

○議長（石橋源一）

この際、日程第 14、報告第 4 号 平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第 15、報告第 5 号 平成 21 年度決算に基づく資金不足比率についての 2 件を一括議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 報告朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 4 号の平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率について及び報告第 5 号の平成 21 年度決算に基づく資金不足比率については、それぞれ地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、31 ページをお開きください。

ここに記載の健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額が赤字の場合には比率が表記されることとなりますけれども、本市はともに黒字であったため、バー、いわゆる横棒の表記となります。

次に、実質公債比率は 10.1%、将来負担比率は 13.9%となり、それぞれの比率において、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。

続きまして、32 ページをお願いいたします。

資金不足比率に関しましても、下水道事業及び水道事業とも資金不足が生じなかったことから、バー、横棒の表記となりまして、経営健全化基準を下回っております。

次に、昨年度との主な増減要因について御説明いたしますので、資料 8 の議案関係資料 29 ページをお願いいたします。

29 ページの一番上にあります実質赤字比率、それから連結実質赤字比率並びに資金不足比率でございますが、平成 21 年度決算ではすべての会計におきましていずれも黒字決算であったため、それらの比率は発生いたしません。総務省から示された算出式に基づいて算定した比率は、1 行目の実質赤字比率がマイナス 1.36%、前年度がマイナス 2.34%でありました。4 行目の連結実質赤字比率がマイナス 10.68%、前年度がマイナス 12.59%でありました。それから、資金不足比率につきましては、下から 6 行目の水道事業会計でマイナス 58.85%、前年度がマイナス 62.60%でございました。下から 3 行目の下水道事業特別会計でございますけれども、これは 0.0、前年度も 0.0 ということで算出はされませんでした。このように黒字となった場合には、マイナス表示となるものでございます。

続きまして、30 ページをお開きください。

実質公債比率でございますが、10.1%と昨年度の 11.7%に比べて改善されてございます。この主な要因といたしましては、4 行目、C 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる操出金及び 5 行目での一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金または負担金が減額になったことが、主な要因でございます。

次に、下から 5 行目の将来負担比率でございますけれども、13.9%と昨年度の 25.8%に比べ著しく改善されております。主な要因といたしましては、下から 4 行目の A 欄将来負担

額とBの充当可能財源額がそれぞれ……失礼しました。まず、Aの方の将来負担額が昨年度に比べて減額になったこと、それから、Bの充当可能財源が増額になったことによりまして、今回比率が改善されたということでございます。

ただいま御説明申し上げました健全化判断比率並びに資金不足比率の算出に用いた数値や、その具体的な算出方法につきましては、25ページに戻っていただきたいのですが、25ページ以降からその概要、それからそれぞれの比率の考え方等が記載してありますので、これを御参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

次に、監査委員から監査の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

（監査委員 菅野昌治登壇）

○監査委員（菅野昌治）

平成21年度の財政健全化及び経営健全化について審査をしたので、その概要を報告いたします。

市長から審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

その結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

まず、財政健全化について見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じなかったため、比率は算出されませんでした。

また、実質公債比率については10.1%となり、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っており、将来負担比率についても13.9%となり、早期健全化基準の350%と比較すると大幅に下回っております。

次に、経営健全化の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計とともに、資金の不足が生じなかったため、比率は算出されませんでした。

以上が、平成21年度健全化審査の結果であります。

なお、詳細については、平成21年度多賀城市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらん願います。

○議長（石橋源一）

以上で報告を終わります。

---

○議長（石橋源一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす9月9日から9月16日までは休会といたします。

来る9月17日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4 時 55 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 22 年 9 月 8 日

議長 石橋 源一

署名議員 昌浦 泰已

同 阿部 五一